

れば、首府北京と連絡を保つと能はざるが故、此工事の遠からず
 放棄せられ、往來並に防禦の一層便利なる地を擇ぶに至るべし。
 既にアムサール港の爲めに費したる金額の、數百萬弗に下らずと
 雖も、此港をして平時は於ても能く用に適せしめ、又戰時を於て
 も一等の海軍國に對し能く一日間支ゆることを得せしめんとせ
 り、更に數百萬弗の巨額を要とべし、何故に芝罘、若くは山東岬頭
 に近き威海を措て、斯る露出せる地を擇びしや、其理由を見るに
 苦しむなり、芝罘、又の威海の、鉄道は由りて内地と連絡し、且つ山
 東省の炭坑と交接すると、更に容易なるのみならず、若し之が防
 禦を嚴にすれば、外國の艦隊が、北支那、若くは朝鮮を侵さんどす
 るに對し、更に屈強の根據たるべし、
 人或は曰く、芝罘、又の威海よりも、山東の南岸なる膠州灣と優と

北洋艦隊

水師部

りとすと成る程若し此地にして、其水深く其地位利あらば、鉄道
 に由りて炭坑及内地と連絡するの便なる點に於て、揚子江以北
 の各地は優ると明なりと雖も、其水の淺くして、其地位の利あら
 ざるを奈何せん、
 初め支那政府が、英日兩國より數艘の甲鐵艦を購入し、其九艘を
 以て北洋艦隊を編制し、之を白河口に屯集せしめたる以來、之れ
 が繫泊所として、海軍港を撰擇するの一事は、一大問題となり、彼
 の總督李鴻章及第七親王(故道光帝の第七の皇子なるを以て斯
 くは世に稱せざる)之に干與せり、此第七親王と、近日成年に達
 して、政權を掌握せる今帝の父兼師傅たり、
 一千八百八十五年十月十三日、敕令を發して曰く、南北兩洋商務
 大臣、參議院の諸親王、總理衙門の親王及大臣、並に李鴻章の奏上

北洋艦隊
の総裁

する所に依り、茲は水師部を設け、醇親王第七親王を以て長官と
あし、海軍の事、擧て之に任じ、沿海の艦隊、都て其命に従ふべ
しと、而してナシ親王、李鴻章、曾紀澤等を以て、之が輔佐とあせり、
右の敕令に記載せる親王並に大臣、皆北京に住居し、且つ全く
海軍の事を知らざるが故、要するに此敕令の旨趣たる、彼の天津
に住して、既に過多の官職を荷へる、李鴻章氏として、又た更に海
軍の總裁たらしむるに在り、凡そ支那帝の敕令は、事に先づより
も寧ろ之れに後れて出づるを常とするが、此場合に於ても亦然
り、何となれば、李總督は、是れより先き八九年間、既に事實上北洋
艦隊を總裁したればなり、而して氏は初め英國海軍士官ラング
氏を以て顧問となせしが、清佛戦争の起るや、ラング氏は、自から
其職を辞せしか、又ハ本國政府の召喚する所となりしか、米國海

軍士官シーベリン氏之に代り、水師提督兼教頭として、三年間の
約にて事に従へり、然れども、清佛の和約成りて後、シーベリン氏
ハ其雇を解かれ、ラング氏再び之に雇入られたり、ラング氏の學
藝及經驗に富める士官なれば、氏にして若し適當の輔佐並に教
師を得て、偏頗心なく事を處せんには、蓋し北洋艦隊の組織、管理
及教導に於て、功を奏するに極めて大ならん、然れども、英國は東
洋に其侵略主義を逞ふし、且つ清英兩國の間に、動もすれば禍機
の發せんとする一事より、之を觀察するときは、英國の海軍士官
を雇聘して、支那海軍を編制嚮導せしむるは、果して何の心ぞや、
余は其理由を見るに、苦しむなり、余の如き偶然の視察家を以て
之を察するに、斯る重大の地位に、デンマーク人、荷蘭人、若くハ
米國人を撰擇して、之を司らしむるに、若かざると、論を要せざる

に似たり、若し果して此の如くせば、獨り長士官を得るに難からざるのみならず、支那と他國との和親破るに當りても、之を解雇するの場合、更に少あるべし、
 余の之と共に言ふんとす、最近支那政府の新案の軍艦數艘を購入し、此軍艦には精良の巨砲を備へ、定數の士官水手を有せりと雖も、未だ以て有力なる海軍と稱するに足らざるなり、蓋し外國教師の適任ある者、纔に數人に過ぎず、支那本國の士官にて、有用の者は殆んど無しといふも可なり、世間普通の説に據れば、支那の水夫の、大膽にして冒險的ありと云ふと雖も、余の見るところを以てすれば、決して然らず、其水夫は、陸兵の如く強暴壯健ありと雖も、熟練なる士官の監督を受るに非ずんば、能く甲鐵艦を取扱ふに適すべからず、近日支那軍艦の、シムル提督の率ひたる佛

海軍士官
養成の急務

國鐵艦の爲めに、福州の海上に破碎せられたるが如きは、是れ支那が一等の海軍國と戦ふに際して、當に期すべきの運命なり、若し夫れ斯る運命を避んとせり、支那政府の宜しく適任の教師數名を雇聘し、之に充分の權力を委任し、以て其軍艦に要する所の士官を養成すべきなり、縱ひ十數人の英國人ありとて、支那士官に其人あくんば、焉ろ能く海軍を創制するを得んや、矧んや一人の英國人のとあるをや、尤も今や已に海軍兵學校の天津に在るありと雖も、其規模小にして、未だ望を屬するに足らず、宜しく之を擴張せざるべからず、
 芝罘を辭したる其翌朝、太浩を距つる近き處に投錨したり、然れども余の乗船は、吃水十四英尺に過ぎ、而して沙灘の滿潮の時と雖も、僅に十一英尺なるを以て、白河に溯らんとするに、先づ船

中なる貨物の米、糖、磚、茶等を、大抵輕舸に轉載せざるを得ず、此間余の船長と共に、支那の水夫四人を従へ、小舟に乗りて北洋艦隊の碇泊せる周圍に到り見るに、甲鐵の線艦巍々として侵すべからざるが如し。

太沽の堡

午後に至り、晩く錨を抜き、滿潮に乗じて河口に入り、兩岸に築ける堡寨の間を過ぐ、是れ史上に著名なる太沽の寨とす、河幅の四百「ヤルド」に過ぎず、流の蘆葦叢生の間を曲折して天津に至る、其距離五十英里あり、寨に「アームストロング」及「クルップ」の本込旋條砲を充分に備へ、日耳曼國の士官より傳習を受けたる洋式兵之を守衛せり、寨の南岸に沿ふて、半英里、若くは一英里の三分一程延びたり、更に襲撃を難からしめん爲め、寨の前後は大なる濠を繞らす、一千八百六十年八月二十一日、此寨の英佛同盟軍の

る

爲めに奪られたるときは、同盟軍は此より十英里の上ある北塘河口に於て上陸し、屢、土兵と小戦して、遂に後面より寨に入り、而して同盟艦隊の前面より之を砲撃せり、其前年英兵が前面より之を撃ちて、退却され、大に死傷を受々しも、亦此寨なり、寨下を過ぐれば、善良の船渠あり、錨を太沽府の前より投ず、府中の家屋の皆泥土にて造る、人口の大約五万あり、府の前より上流の方へ八九英里許りは、水深くして船を泊すべし、沙灘中は在る泥土の柔軟なるを、之を横りて流下する水量の夥多あるより、之を考察するに、河口を浚渫して、常に吃水二十英尺の船を入るゝに、適せしむるゝ、容易の事なるべく、且つ此深を永續せしむるも、亦敢て困難事よあらざるべし、然るに此容易の事業を爲さざるゝ、抑も何故ぞと問ふに、茲に一團の外國人あり、此外國人の職務の、

天與の要
害

彼の沙灘あるが爲めに存立する者にして、若し一たび斯る改良を加ふるが如き、其職務は直ちに無用に歸すべし、且つ支那人の都ての河口の沙灘、殊に太沽及吳松の沙灘の如き、外國の軍艦を遮遏すべき、天與の要害ありと思惟すべあり、此河に燈明臺なく、且つ水路曲折するが故に、余の船は、月の昇るまで錨を抜くと能はざりしが、四面より府人の喧呼するあり、兵卒の叫號するあり、又吹筒の鳴るありて、喧號と極めたり、其他記すべき、凡そ外國人の傳習を受たる兵を號令する、其教師の何國人たる、拘りらず、都て英語を用ゆる、是れなり、練兵教師の各、一人の譯官を従へ、兵卒の悉く號令を理會して、其指揮に従ふに至る迄、之をして其意味を説明せしむるなり、此不便あると以て、充分に教導するに能はざる、勿論、其兵術も決して

英國士官
の傳習を
受けたる
兵卒

支那の兵
制

兵器及軍
紀宜し適
はず

齊一なる能はず、且訓練も嚴密あらざる、故海濱諸省も備ふる兵の多かり、本込銃と有するに拘とらず、若し一旦外國と交戦する、當りて、熟練の外國兵に敵する、思ひも寄らざる所あり、余の内地旅行の際、改良銃器を持せる兵卒、北京の近傍にて少しく之を見たるの、其他の地方にて、毫も眼も觸れしとなし、其銃器の何れも古風の火繩銃にして、長短參差一様ならず、余や支那の兵事には、特に注意せしにあらざると雖も、然れども余は元來兵事の經驗に富むを以て、到る處目に觸る、者、之を視たる、支那帝國の兵事、上恐るべき者、秋毫もこれなし、且つ余の見を以てすれば、若し一等の兵國の侵攻に抗せん、とするに當りて、支那の軍政上、於ても、兵制上に於ても、又軍備上に於ても、未

た、全く準備なしと云ふも可なり、蓋し支那は、運送船もなく、輜重隊もなく、又適當の軍備もなし、只取るべきの一點は、其人口の無盡にして、新兵を補充するの自由なれども、之と外にしては、恰も無骨の長人と同じく、若し最強國の銳意搏撃するに會せば、忽ち之れが餌食となるや必せり、李總督及故左宗棠ツァンタンの如き、黨領政治家中、或の數年前より漸く此事實を悟り、朝廷をして國家の危殆あることを知らしめんと務めたるより、幾分の軍兵に洋式の操練を教へ、洋風の火器と持せしめ、且更に北洋艦隊の軍艦を購求整備するに至りたれども、其規模尙ほ小にして、制度未だ立たざるを以て、只纔に國防の地位より一步を着けたるのみ、外戰を開きて能く功を奏すべき準備の如きは、未だ全くこれなしと謂ふべし。

白河

白河沿岸の村落

太沽より天津に至る距離は、陸路は大抵三十五英里なれども、水路に據れば、上も記したる如く、曲折極りあきを以て、五十英里に下らず、此河身は、書契以來少くも二回の黄河の河床とあり、五十年乃至一百五十年間も、續づきたれども、河口より十英里の處にては、其幅四百ヤード、黄河平均の幅より、僅に四百フィート以下に減するに至れり、若し其河岸及河底の柔軟にして、岩石あき非ずんば、汽船を以て航行すると能ひざるべし、今日の狀態にても、其航行の頗る困難にして、容易ならず、眼界の達する所を以て之を觀るも、河の兩岸は、全く平野にして、一個の岡阜もあるなく、河岸より菜園、粟野連續して一望際なし、河流の一轉一曲する毎に村落あり、天日にて乾したる瓦屋を建連ぬ、其屋上は皆粟稿を以て之を葺く、又増壁にて圍繞し、且堡寨にて成衛せる要害此處彼

葬
墓及埋

處に散點し、河流及道路を瞰下す、而して旅客の眼に最も奇異なるは、都府、村落の周圍に點綴する墓陵とす、之を望むと其大、色共に乾草堆の如く、都邑の大なるに隨て、墓陵の數愈多し、其高、或は十尺に達する者あり、遠くより之を見れば、宛然乾草堆に違はず、大原中は到る處皆然り、茲に單に書籍に據りて、支那の事情を知りたる人々の、此事に就て多少の誤解を抱く者あるが如し、斯る人々の概ね惟へらく、支那は到る處墳墓山野に散在し、人民の之を尊崇し之を保存して、子々孫々に傳ふるの風ありと、是れ蓋し支那人一般の理論あらん、なきとも文明國民中を行はるゝ理論と同じく、支那の此理論も、亦之を事實に嚴守する者にあらず、請ふ少しく其理由を陳べん、第一、支那人の、自己の所有地に農舍あるは、之に住居せず、總て貧富に拘りらず、皆村落、都邑に群居する

を常とするが故、其村落、都邑愈大ければ、之が周圍に在る所の墓陵も、亦愈稠密あり、人口稀薄なる地に於ては、墳墓の數亦少きを以て、曠野に絶て其散點するを見ず、第二、支那にて、特に設けたる共葬墓地ありし、故に富人の、其所有地を區畫し、周圍に常盤木を植へて墓地となせども、貧民は地主の許可を得て、原野に埋葬し、其年限は通常三年以下なり、但し地稅を拂ふと能ざる者は、死骸を棺に納れ、之を路傍に埋め、僅に其上に土を盛るに過ぎず、甚たしきに至りては、單に骨を以て纏ふのみ、此の如きを以て、大都府の周圍に墳墓の繞る者少からず、或は一英里、若くは二英里も、原野に散點するものあり、第三、祖先禮拜の習慣あるより、父祖の墳墓を注意して保存し、以て其子孫をして、墓前に拜禮せしむるを要すと雖も、婦女、無妻者、及小兒の墳墓に至りては、其構造

粗にして、之に注意すると亦此の如くならず、されば此輩の墳墓のみならず、家長の墳墓と雖も、實に歲月と共に漸く破壊し、遂に其跡を滅するに至る。良家の墳墓よりとも、星霜を閱すると共に、祖先の墳墓を修繕するに、何人の義務なまやを辨し難きに至る。此事實に加ふるに、縦令ひ法律上に於て、支那の家族の、其職業を變し、且つ其住居を轉することを禁せらるゝと雖も、實際に於て、縦に之を變轉するも、妨げなき故、終に古墳を保存すると能はざるに至るあり、且や墳墓の周圍及其間隙にある原野と、何如に狭小の地と雖も、年々之を耕耘するを例とし、又殊に大原中、餘鋤の到る處、若くは洪水の氾濫する處の如き、其墳墓の次第に陵夷、竟に全く湮滅するに至るあり、余は旅行中、尋常の墳墓の保續する平均年月を確知せんと欲せしかども、信するに足るべき確報

は

墓陵を夷くるに非らざるは、鐵道を布くと雖し

其處分は如何せば可からん乎

を得ると能はざりき、但し鄙見を以てすれば、蓋し十年に超ゆべからず、或は五年を出ざるもあるべし。世人の多く、惟へらく墳墓所在を散在する此の如きを以て、祖先禮拜の習慣を傷々すして、鐵道を支那に布設すると難しと成る程、此等の墳墓にして、若し他に移す能はずんば、鐵路の敷設の止を得ず、現今の都邑より、遠隔の地に於て爲さるべからざるべし、蓋し山地に於ては、丘岡若くは山腹に墓所を設け、平野をば田圃及道路と爲す故、鐵道を布くに妨げあられども、大原地方の都府の如きは、其周圍に墳墓あるを以て、之を越へざれば、決して市街に入ると能はず、然れども、余の見聞する所を以てすれば、若し事實の必要に臨み、至當の處置を施して、民情を慰撫し、其損害を償ふたらんに、決して墳墓を動かすべからずと云ふ理由は、こ

百六十
れあるとを、勿論支那と雖も他國と同じく人民の私有物を奪
て之を公共の用に供せんとせば法律上適宜の方法を履みて之
が賠償を爲さざるべからず故に事實鐵路の敷地に供すべき地
面の皆此通則に基き利害關係なき評價人の定めたる價格にて
之を買上ぐべしされども今論する所の場合に在ては單に地價
を定むるに止まらず尙更に考ふべき點あり何をや即ち當
墳墓を動かすべきのみならず更に之が代地を給し且つ轉葬
に關する一切の費用をも鐵道會社より充分に與へざるべから
ざると是れなり果して能く此一事を成就し次て諸般の要務を
運びつゝ善く心を用ひ思を盡して人民の習慣宿僻を傷くると
なくんば此點に係る困難は多くは忽ち排除するを得べきや疑
ふべからず殊に若しこれ皇帝自から敕諭を垂れて民心を慰安

百六十一
するに及び、其容易あると掌を指すが如くならん例へは皇帝
の命を以て一片の木標を墓地若くは其近傍の堂殿に建つるが
如き極めて迷信頑陋なる支那人の僻説を掃蕩するに餘りあら
ん之を要するに支那人も他國人と異ならず若し之を遇するに
好意と親切を以て之其天賦の權利を尊重せば之を左右する處
に容易なるのみ且夫れ死者を尊敬するは支那人の常習なれど
も其常習たる決して動かす可からざる者にはあらず條理の在
る所に於て之を移すと亦難しとせざるあり余は旅行中支那
人が葬禮に要する棺槨墓地及其他費用の平均を調査しけるが
大原地方に於ては五弗乃至八弗なりといふ

第九章

天津の人種

天津の人種○支那の樂隊米國の曲を奏す○支那人と外國人との交際親密ならず○競馬場を設んか爲り墳墓を他に移す○天津は政治及商業の要地あり○外國人居留地○外國の砲船○總督李鴻章○李氏の秘書官○始めて李總督を訪問す○李氏の官宅即ち衙門○談論の事項○鐵道及運河○李總督の聰慧及熱心○告別の禮儀○警備の奏樂

余は天津へ若後幾くもなく誘引されて、競馬を一覽す、場には外國人居留地の紳士淑女及多數の小兒を首め、支那人無慮一千有餘人來集し、皆熱心激昂し、手に汗を握りて勝負を観る、競馬の皆蒙古種の少馬にして、居留地に住む外國紳士の所有に係り、之れに騎する者も、亦此等の紳士にして、各華美ある色絹の褌衣を被る、馬は強壯にして善く馴れ、高十二「ハンド」三「ハンド」の我が三寸三分許なり、乃至十四「ハンド」にして、其形小さく、氣象甚だ猛烈なり、鞭鞭及支那騎兵の乗る馬も、皆此種類に屬し、未だ嘗て歐洲産

支那の樂隊米國の曲を奏す

支那人と外國人との交際親密ならず

の馬と交尾せしめて、改良したる者にあらず、李總督の部下に屬する樂隊、大抵三十名程、身に支那風の赤衣を着し、一人の外國指揮官と戴き、競馬場に入りて樂を奏す、而して其奏する所は、余の耳に熟せる米國の樂曲にして、其最も勇壯なるに、余をして驚駭し、且満足せしめたり、當日の模様と評せられ、舊文明の風俗習慣と、新文明の風俗習慣と、判然相反對し、快活にして、人心を鼓舞するに餘りあり、却説觀客中には、數多の支那人もありたれど、其競馬に關與せる者の、一人もあきには驚きたり、唯り競馬のみならず、其他何の場合に在りても、内外人の、戸外に於て相混同するとなきは、彼の印度及支那の他部に於る如し、是れ蓋え英國人種が、劣等人種と交際せざるの習慣に因る者あるん、時に或は支那の官吏著名の外國人を招待して、晚餐を供し、

外國人も亦之に酬ゆるべきに非ざれども、只此に止まり、絶て
 友誼上の交際を爲すとなし、條約諸港に住する外國人の多く商
 買か宣教師にして、何れも支那の官員と交はる者なく、公私の職
 業上、必要あるに非れば、互に相無視して面接するとなし、其面接
 する時と雖も、概ね領事の手を經由するを常とす、之を要するに、
 其相互に交通せざるより、一種の規則となり、支那人の總て外國
 人の俱樂部に招待せらるゝとなく、又外國の遊戯に與るを允さ
 れず、或る場合に於ては、上海の居留地に於るが如く、外國人の用
 地及公園に入るを禁せらるゝに至るなり、若し其招待を受け、或
 り認可を得る時は、支那人の之に應ずるや否や、之を確知する
 に由るしと雖も、從來の習慣にて、余か今記載したるが如し、日
 本に於ては之と全く相反對し、内外國人共々同俱樂部の會員と

競馬場を
 設くるた
 めに墓陵
 を他に移
 す

あり、共々百般此事業に關係して、互に平等の交際を爲せり、
 天津の競馬場に臨みたる時、特に余の心を動したるは、其馬埒
 楕圓にして、周圍概ね一英里あり、其内に無数の墓陵點綴するを
 以て、其之を設くる時に當り、墓陵を他に移せしと、必らずや多
 るべしとの事は、是れなり、余の概算する所にては、馬埒の内に在る
 墓陵の數五千に下らず、其外に在りて眼中に入る者、尙一万余
 わらん、又一の奇事と云ふべきは、支那人が此等の墓陵の上を登
 り、頸を伸ばし目を張り、熱心に競馬を瞻望し、恬として畏敬の心
 あるが如き事、是れなり、
 余の競馬場を設くるの際、如何して數多の墳墓を除去せしやと
 問ひしに、答者莞爾として、老成の支那人は、焉そ斯る事と處理す
 るの法を知らざらんやと云へり、然らば則ち、是れ條理と金錢を

天津は政
治及商業
の要地な
り

外国人の
居留地

用てせると疑なし、而して其金額も雖も決して多額にありあざ
るべし、天津の一大要地あること、其處より八十英里の内地なる北京の
港たるが故のみならず、響きにも記載したる如く、此地は總督
李氏の常住にして、事の外交に係る者は、殆ど皆氏の手を經由せ
ざるあきさに因るあり、天津の重に白河の南岸に位し、正に其三大
支流の會合する下に在り、殆ど百万の人口を保つといふ、其地形
は大原中の他の地方と同きく、平坦にして興味なく、勿論河水氾
濫の憂あり、池沼の淺きも殆ど之を圍繞し、終歲雨霖の乾く間
なし、下流の兩岸に接する地の、都て田圃にして、甘藷、葱、蒜、甘藷及
粟の類を栽培す、上海に於る如く、此地にも河岸に沿ふて外人の
居留地あり、其長、延びて殆ど一英里あり、美麗なる家屋、倉庫を有

に

する少ならず、又教會堂數個、俱樂部二個、病院二個、銀行一個あり、
又條約諸國の領事に屬する自治の政府あり、警察法亦完備す、道
路は平坦にして石と敷き、波止場、切石を以て疊む等、百事其支
那街に反對すると、宛も上海の居留地と其支那街の相反するの
甚たしきが如し、昨年、の如き、汽船の天津港に入りて、荷物を揚げ
たる者、無慮二百四十艘にして、貨物の重量、少くも二十万噸に下
らずと云ふ、然るに輸出貨物の、之に比すれば、其量甚輕し、是れ此
地方より出る者、多くハ組稿、駱駝の軟毛、豚の粗毛、及其他の數
品なればなり、支那街の中央は、支那風の高さ瓦壁を以て之を圍
繞す、此壁の數百年以前の建築に係るものあり、而して其外廓の
壁外にして、本河と其南支流、即ち大運河と相會合する處に在り、
其面積、中央市區よりも一層大あり、さりとらば、此中央市區、外廓

外國の砲船

及外人居留地の周圍に土堤ありて此等を含むす此土堤は高くして、颯々長蛇の如く規律なし、一千八百六十年英佛の聯合軍に對し支那軍帥の建設する所にして、其高、大抵十五英尺なるを以て、縦ひ翼壁の準備あるなきも、若し防禦の法宜に適ひたらんに、大に聯合兵の進路を妨碍したるとならんに、當時の軍帥の一戰をも試みずして遁走せし故、聯合軍の直よ之を取り、更に進んで、北京を衝くの根據となせり、

一千八百七十三年、暴徒起りて佛國傳道會社及孤兒院を破壊し、且在天津の婦人慈善會員を屠戮したる以後、毎年冬季に至れば、外國の砲船數艘、此港内に碇泊するとありたるを以て、概して米國の船一艘、佛國船一艘、及英國船一艘とす、此地も支那の各地と同じく、平安無事なり、此地の晩近救諭にて設けられたる

總督李鴻章

水師部あり、海陸兵學校支那の兵學校の之を以て始めとすあり、電信技術校あり、武庫ニケ所あり、此武庫は外國の器械を用ひ、外國人之を管理す、其他此地の中央電信局あるを以て、縦ひ商賣上に於ては、上海より遙に劣れりと雖も、彼の全國に充満する、守衛及無知の長夢を破るべき、改進黨業の根據としては、上海及び北京にも優ると萬々なり、奉天府は、西南西方大抵一百英里の地あり、在りて、直隸省の首府たり、又北京は、北西方八十英里の地ありて、帝國の首府たりと雖も、近來北支那地方は現はれたる、改進黨明に中心たる者の、即ち此天津に在ると疑なし、而して其因りて然る所以は、單に總督李氏の此地に住して、事務を理するが故なり、蓋し李氏の省務上必要ある時、奉天府に行き、又敕命を蒙る時、北京に赴くと雖も、一年中十分の九は天津に在ればなり、

李氏は直隸總督として、三千五百万の人民を統治するの外、文華
殿大學士として、外交事務を總理し、又實際に於て、北洋艦隊の總
裁にして、且つ北洋通商大臣たり、其他軍事に關し、皇帝の顧問官
たり、往年太平の亂賊猖獗を極め、全國三分の二を蹂躪し、無慮一
千万の生靈を湮滅したるの後、遂に官軍の討滅する所となりし
職として、李氏及李氏が常勝軍を組織命令する爲めに用ゐら
る外國士官の功績に、是れ由りしあり、李氏の口に英語を語らず、
手に英字を書すると能はずと雖も、多年の間、英米を首め、諸外國
人に接すると、殆んど虚日なきが故、重要な事件に就ては、善く外
國人の思想を知れり、嘗てグラント大將が、世界漫遊の途次、支那
に來りし時、李氏のグ氏を招待するに、注意尊敬に至らざる所なく、
且つ其好尚及性質の相似たると、其國人に率先して、大叛亂を鎮

李氏の秘
書官

定したる勳功の相同じきを以ての故にや、二氏の遂に其交際親
密の間柄といふなれど、
李總督の秘書官中、外國人あり、其中一人は米國人として、性温厚
且つ學藝に達し、支那の文語を讀み、且書くと、土人にい若かずと
雖も、外國人として、最も巧みなるのみならず、兼て又百事に就
き、世界の通説に達したり、此紳士の、本國の叛亂の際、ニコルソ
ン騎兵聯隊の一兵たりしが、事平くの後、大統領リンコルン氏よ
り、當時北京在留米國公使ハリーモンガム氏に宛たる添書を持し
て、支那に渡りし人として、當時は猶少年なりき、爾後常々此國に
住居し、専ら目と支那の文學技藝に注ぎ、且つ之れが改進に力と
盡せり、又氏の李總督及其家族と、公私共に親密の交を結び、私心
を挟まずして、其用を爲すと少らざる、殊に李家をして、百事成就

き外國風の觀察は熟せしめしは、氏の功居多なり、されり其の李氏の信任を受け、友誼を蒙ると殊に厚く、事の中外に繋るに論なく、常に李氏に親接して、機密に干るの一人たり、
 余は天津に著せし翌日、米國副領事と共に、始めて李總督を訪問し、
 するが、二に余が提へたる添翰に因り、又一ふは余が軍人及工師として、國家に盡す所ありしを、總督に既に知れるに因り、頗る鄭重の待遇を受けたり、殊に余が初め天津に到りし時も、次に天津に到りし時も、屢、李氏と相見て、懇情を蒙り、且つ極めて快然ある友誼を結ぶに至りしは、誠に余の幸福と謂ふべし、
 此等訪問の禮式及顛末、余に取りては、新奇にして且興味少からざる故、今敢て初度の訪問の狀を記して、其一斑を讀者に報するも、幾分が裨益あるべしと想ふなり、

始めて李氏を訪問

支那の習慣にては、凡そ高貴の人、他人を訪問する時、肩輿に乗り、之を掩ふに絹裏を打てる、藍色布、若くは綠色布を以てし、而して官服を着する、輿丁四人、昇かしのむるを法とす、時として肩輿の前後に、駿馬に從者を具して、路頭の行人を拂ひ、且其有位者たるを證するにあり、余も亦此例に倣ひ、居留地より、支那街の狹隘曲折ある路を経て、李總督の衙門、即ち官邸に到る、此衙門は、居留地を距る三英里にして、大運河は岸より立ち、周圍に灰色の煉瓦壁を繞らし、花岡石の雙柱を樹て、門とし、重大なる木扉を開く、内に入れば、即ち前庭なり、余の乗輿の前庭に入るや、副領事と相會す、副領事の、余の將に來らんとするを報して、支那の禮法に必要なる準備を整へため、余に先ちて來しなり、余は乗輿のまゝ、中門の前より待つと數分時、此門扉も二枚にして、其形大きく、赤、黄、

李氏の衙門

及金の各色を以て飾り、表に人物を畫く、其容態に就て察すれば、
一は恰も王の如く、一は女王の如し、此間に乘し四邊を顧みしが、
特は眼に觸れし者の、左側に立てる花岡石の碑あるのみ、高十二
尺、幅三尺、厚二尺許にして、花岡石の龜甲上に安置す、此石龜の、大
概長五尺、幅三尺にして、厚二尺あり、半身の地中に埋没し、其頭は
延ひて地上に在り、碑面の、上より下に至るまで、深く支那文字を
刻むと雖も、余は其文意の何たるを知らず、此奇物後ち北京に在
る有名なる人物の墳墓の側に於て、之と均しき碑の立つを見た
ると少ながらずに注目するの際、中央の大門轟然として開く、輿
丁余を昇きて進むと、凡そ二十歩にじり、再び輿を地上に置く、是
に於て余の從者來り、輿前に垂るゝ黃帷を捲き、余は輿より出ん
とを指示し、時に副領事直に來りて余に伴ふや、衙門の一官吏、余

等の名刺を持して先導す、名刺の大抵長七寸、幅三寸半にして、表
面に支那字を以て余等の姓名と表す、聽て余等の外國人の接
待室に誘はる、室の一隅に一の臺あり、其後又一窓を開き、以て明
を取る、又牀坐一個、椅子二脚、及低き卓の類一個あり、孰れも紅色
の絹布を以て蔽ふ、又其左右に數脚の椅子、及卓子あり、亦掩ふに
紅帛を以てす、其後に支那風の帷を懸く、上に畫を畫く、床上に
英國製の「フラッセル」絨氈を敷く、室と廻廊との間に、玻璃を嵌め
たる彫木製の障を置きて、内外を區別す、天井も亦木造にして、色
を着けず、室の一隅に、米國製の暖爐あり、又一隅には、油畫よて
描ける總督の肖像あり、日國の畫工が、李氏の寫眞に據りて畫さ
し者なりといふ、
以上に記せる状態を視了するや、總督余等の初め入りし戸より

室内に入來り、最と殿に一揖し、更に余と歐洲風の握手を爲し、復一揖して余等を延き、接待室に隣る一小室に赴き、自らの大卓子の頭邊に坐し、余は其左側の椅子を勧む、蓋し支那に於ては、左側を以て榮位となせりあり、副領事の亦李氏の書記官兼通辨官なるを以て、其右に坐と占む、給仕、陶製の小茶碗に、陸羽の茶を點し來りて余等の前に置く、巻煙草、紙巻煙草、及米國製「マツナ」も、之を卓上に備へ、同時に一人の給仕、鋼鐵と象牙にて造れる水煙管を持ち來りて、總督の身邊より立つ、此時余は李氏を熱視せしに、容貌雄壯にして威儀あり、嚴肅なれども、仁愛懇切の風采、自から其中に存するあり、心竊に敬慕の念を生せり、

李氏は、身長概六英尺、体格強健なれども、肥滿の方にわらず、其態勢直よして屈せず、若し少時適宜の体操を爲したらんに、頗る

李總督の
雄姿及精
心

談論の事
項

強壯活潑の人とありたるならん、皮膚は尋常の如く黄色なれども、純粹の支那人種なるを以て、稍、黒色を帯びたり、眼睛は黒くして、其形小なれども、炯々鋭利にして、智慧を表はす、然れども自ら親愛の情を含めり、毛髪は灰色にして、前額より剃り落し、之を辨みて背に垂るゝと、一般支那人の如し、齒は稍、不齊にして、煙草の爲め、變色せり、又髭及鬚あり、共に灰色なり、蓋し鬚の、支那人老年に至れば、大抵之を蓄ふ、氏は今年六十六歳なり、但し此算法は、支那の習慣に従ひ、一年を多くす、身には灰色の衣服を被る、其袖長くして、翻々たり、互寒の時の、手を其内に入るべからしむ、脚には寛潤ある禪を穿ち、足には氈靴を着し、頭には黒色の頭巾を戴く、其頂には、氏の位階に稱ふ鈕を附け、又孔雀の羽毛を挿めり、余等の着席するや、李氏直に余の年齒を問ふ、是れ支那人が、外國

人に向て、常に問ふ所の問にして、其禮法の允す所あり、余の此問に答ふるや、氏駭て曰く、然らば、卿の戰陣に臨みし時の、定めて少年なりしあらん、知らず卿のウエリントン府の兵部を在りて、何れ地位を占めしやと、

余の氏が聽んと欲する所は、余の嘗て公務に従ひし時の談話にあかと思ひければ、答て曰く、余の初め騎兵局長の職に在りて、騎兵諸隊の組織、及軍備の監督に任じ、後ち騎兵分隊の指揮官となり、又其後ち騎兵軍の指揮官に轉じたり、然れども戰亂平定後、余の本職に復して、工兵士官となり、専らミシシピイ、イリノイヌ及ロツク三河の改良に従事し、後遂に鐵道を敷設し、又之を管理せんと欲して、軍務を辭し、今日に至る迄十五年間、米國の諸部に於て、此業に従事したりと、斯く説き了るるや、氏の余が廣く種々

の事業に係りたるを驚けり、是に於て、余の更も言を續きて曰く、余の旅團將官となるは先ち、グラント大將の部下ありて、初め工兵士官となり、後ち監軍將官たるを二年なりき、而して我がウエリントン兵學校に於て、士官を養成するの目的たる、練兵、兵學、工學より、戰術術に至るまで、凡そ武職に在りて有用なる諸學は、皆之を教授するに在り、故に此校の課程を卒りたる者の、縦に如何なる地位に置るゝも、其任に適せざるものなしと、

斯く余の言の、グラント將軍に及ぶや、總督の將軍が世を早くし、且其死に先ちて、斯る奇禍に罹りしを深く悲み、且つ謂て曰く、將軍之其高職を退きたる後、斯くは不信の徒と職業を共にして、其欺く所とありたるは、抑も何の故ぞ、誠と欺とべき事なり云々と、而して又大にグラント夫人の胸中を洞察し、頻りに其安寧如何

を慮り、且つ夫人及其家族の薪水の資も缺乏せざらんことを祈るの意を表せり、是より於て、余はグラント將軍か、不治の病も罹りて困憊せるも際し、自己の傳記を著はし、之を賣りて以て、更も家族生計の資を得んと勉めたる、最後の苦戦の模様より、其苦戦は將軍の一生中、最も英邁なる事業たる事、及其事業は、將軍が前日よ收めたるど一般なる勝利の冕を戴くに至れる事を語りければ、總督は手と拍ち、聲を厲して喜び、嗚呼是れこそは、終始高行を全ふせる者と謂ふべしと云へり、

李氏又余に向ひ、卿はアプトン將軍を知るやと問ふ、蓋しアプトン氏の曩も各國陸軍の制度を視察し、之を本國に通報せんが爲め、支那及其他亞細亞諸國並に歐洲に遊び、且つ支那政府の爲めに、兵學校設立の事を説きたる時、李氏之に面會したればなり、余

の之に答へて、然りアプトン氏といふ、少時より相知り、往日叛亂の末日の如き、氏の余の部下に屬して、一隊の騎兵を指揮し、功名ありしが、纔に數年前、不幸にして没せり、去れども軍人たるの名譽の、之を身後に遺せりと語れり、

李氏の之を聴き、アプトン氏が國家の爲めに有爲の才を抱きて、短命なるを悼むの意を表したる後、さて余が従事せる種々の職務、及事業も就き、謂て曰く、卿が今日迄も爲したる事業上より之を考ふるに、卿の必らず巨万の富を有するからんと、余之に答て、否な富めりと云ふべからず、然れども、また全く貧なるに非らずと云ひ、且言を續ぎて曰く、余の事を起すや、以て金錢を得んとするも非ず、寧ろ其企圖を成就せんとするにありたりき、然れども亦幾分か金錢を造らざるにもあらずと、李氏直に問て曰く、若干

百八十二

ぞやと思ふに斯る問たる、只外人に就て問ふ所の者にして、毎て支那人より之を問はざるが如し、故に通常米國に於て、産業一定の價格を附するが如き比にあらざると感し、余の答へて曰く、余の有する財産は、能く豺狼をして門戸を窺はしめざるも足るべしと雖も、而も余の如き年紀にして、妻子ある者の、一層多きと求めざるも非ざるべき程なりと、是れよて李氏の満足したるが如く、此談判の之を棄て、更も余も向て、卿は家族を携へたりや、而して若干日此國に滞留せんと欲するやと問ふ、余は此機に乗し、余の支那より來りたる目的の要領を語り、且つ家族の、余の半歳以上海外に在るを好まざるべしと雖も、若し止む事なくんば、更も長く駐在せざるを得ざるべしと述べ、又言を改め、李氏も向ひ、卿の支那第一流の爲政家、兼軍人たるのみならず、又實は開明進歩

の木鐸として、世人の景望する所あり、請ふ余をして、鉄道及其他工業に係り、支那政府の抱持せる政略を聽くを得せしめよと問ふ、氏の毫も猶豫なく、且つ包藏せる所なく、答て曰く、今や支那の鐵道を布き、鑛坑を開き、鑛爐を設け、又延板器械を備へざる可からず、然れども、之を購求すべき資金の出處なきを奈何せん、是れ目下の大問題なりと、余之に對し、謂て曰く、若し支那政府にして、資金を得んと欲せば、容易に之を得らるべきと疑なし、支那國の信用は堅固あり、歐米諸國に、銀貨殊に餘あり、且つ今の時、之を得るの好機なりと、言ひ、又語を加へて、余が米國著名の政治家より聽く所に據れば、卿の米國の國庫に蓄積する、多額の銀貨を移入し、之を以て支那に鐵道を築くの資に供せんと望まるといふ、果して然るや否やと問ふ、

余の此言を爲すや、李氏の直に感激する所あるか如く、熱心余に問ふて曰く、卿能く本國政府に説き、其餘銀の幾分を支那に貸與して、此目的に供するを得せしむべきやと、余ハ勿論之ヲ答て曰く、斯る事ハ余の能く爲すべき所アならずと、而して更に語を加へて曰く、余や只米國の一民にして、此の如き重大の事を議すべき權力、毫もあるなきを以て、之は就てハ繞り余の私説を開陳するに止まるのみ、惜余は惟へらく、今や米國の銀行者は、往日よりも更なる多額の預り金を有するを以て、其一部を支那に貸して、間接に同一の目的を達せしむるを得べしと、雖も直接に之を爲す能はざるべしと、是に於て李氏又問ふて曰く、今米國政府は、其國庫に蓄積する多量は銀貨を以て、果して何の用を供するや、余の聞く所を以てすれば、其額無慮數千万弗に上り、之を蓄藏すべ

き新庫を建築せざるを得ざるに至れりと、李氏の此報道を何邊より得しか、余は之を知らずと雖も、其大要の精確あると、其れハ係り氏の問ひし所の疑問と、余も驚けり、余の之れに答へて、勿論弊邦の政府ハ、其經常費と滿期の公債を拂ふに必要の額ハ、之を使用すべしと雖も、余の知る所にてハ、其剩餘の處分如何ハ、關してハ、未だ政界の定まれる者なしと、李氏莞爾として、忽ち語尾を旋らし、謂て曰く、然らば則ち、支那在留の外交官ハ、一層多額の俸給を與へ、以て幾分ハ之れが支出の道を開くも可ならずやと、而して余も亦衷心此説に同意を表せり、是に於て談話少らく中絶す、其間一僕入り來り、先づ「シャンパン」酒の一瓶を開き、之を盃に盈たして、主客の前を供し、而後ち早附木を摩して、火を紙燭に點し、水煙管の吸口を、恭しく李氏の兩唇

の間に入る、此時に至る迄、李氏の其兩手を卓上より伸べ、切ら余を諦視し、煙管より眼を注がざりしが、其唇間に入るや、口を閉ち深く之れを吸入して、煙を吐き、又更深く喫して、煙を鼻孔より吐出す。是より於て、僕も李氏の口より管を取り、煙を拂ひ、更煙草を填め、火を點じて之を李氏の口より奉ず。其容態前と同じく、慇懃鄭重にして、李氏の喫煙すると、亦初めの如し、斯の如くすると幾回の後、李氏更談を開き、問ふて曰く、卿の新來の米國公使陸軍大佐デンプー氏と知る乎と、余然りと答へければ、李氏の大佐の往日叛乱の時、李氏と共に力を致せるを語り、且つ其品行才識共に卓拔なるを稱し、又謂て曰く、余は大佐の朝鮮公使を兼任せられんと欲するあり、是れ當り大佐の名譽のみならず、又中外の便宜少なからざるべし、且つや若し米國政府にして、此事を許さば、

獨り其經濟なるのみならず、又爲めよ好結果を生すべきや、毫も疑を容るべからざるに似たりと、是より於て、余は李氏に向ひ、斯の如き事項は、米國國會の宰する所にして、大統領及國務卿の如きは、別の特法の命する所なくんば、自由と之を處辨すると能はざるべしと説明せしが、余は更李氏の意見を、可成速く本國に通知すべきを誓ひ、而して余は其後直に電信を以て之を通報せり、是より至り、談論江湖の事より、且つ「シヤンパン」酒を飲む、蓋し「シヤンパン」酒は、支那人の頗る嗜む所あり、通常「シヤンパン」酒を飲めば、謁見を了るの合圖とあせども、當時之を供したるは、此意より出るにあらざる、されば總督は、復び鐵道の事と談じ及ばし、之れが利用上より就き、種々の疑問を提出し、支那に鐵路を布くに要する費用は如何、支那にて採るべき最良の建築法は如何、又鐵道に

由ると運河に由ると、兩者運送費用の差異は如何を問ふ、殊に末段の事に關し、李氏問ふて曰く、嘗てグラント將軍の支那に在る時、運河の運送費は、鐵路の運送費よりも廉ありと語れり、此議の如何と、余は之に對し、此事項に係る余の所見を充分に陳述し、且つ事實と統計に徴して、之を例證したり、是れ鐵道の事と講究する者の熟知する所なるを以て、今此に之と贅せずと雖も、余が李氏に向て、良しや貨物及旅客運送の實費と運速とに就てのみ考ふる時、鐵道及運河兩者の優劣に疑あるにもせよ、北支那の如き季候は在りて、運河は一歲中、三四ヶ月間は必らず凍結せべきも、鐵道は於て此憂絶てあるべしと云ふ、大切の一事を思ふとき、孰れの優る乎、閣下も敢て疑はざるべしと説き去るに及んで、李氏は余の説の可なるを稱し、且つ支那には、鐵道なかる

べからずと宣言せり、
諸李氏は、それより余が支那滞在中、最も有益に日晷を消する方法を就き、實際上の利便を語り、且つ余が支那の實情を知悉するに必要な旅行の順序より、支那に鐵道と敷設するに當りて、遭遇すべき困難の事情をも説き、又余の數、氏を訪問せんことを望むの意を表して、相見の終るを示す、此時既に日没にして、室内暗く燈火を要する程なり、故に余等ハ起ちて別を告ぐ、李氏其時已に起立してありけるが、余等の去らんとするを見て、踵を轉し先づ廊下に出つ、余は李氏と並び歩して、衙門の玄關の方に進むの際、鼓角は響突如として中庭に起る、其音調甚巧妙にして、大に余の心を感激せしむ、其聲余等の中庭に達する迄熄まず、此處に至り、李氏歩を止め、余の方に向き、懇懇に余の手を握りて洋禮を施

警備の奏樂

し、且つ卿の余の友あり、余の卿の友ありと陳し、さて最も丁寧に別を告げ、而して直に内に入らんと、余の輿に入る迄、手を拱して佇立せり、よりて余も最も鄭重に之が答禮をなせり、
 次回の相見の時、余は正に衙門に入らんとするや、復た銅胴の太鼓の聲、轟然として起れり、然れども、此の祝意を表するが爲めに非ず、一にの局務の終るを報じ、一より廳舎の夜警を告ぐるが爲めなり、余は便室に入らんとする際、戸の右側に鼓手の立ちて、大なる太鼓を打つを見る、其太鼓の形、恰も西洋諸國の奏樂室にて使用する者の如し、鼓手の手の上下すると甚迅速にして、宛ら電光に似たれども、其間亦自ら規矩ありて、緩急輕重の度あり、暮色蒼然たるに及んで、白衣を着せる二人の鼓手來り、各自黃銅製の長直角を吹き鳴らす、其角の形、舊約聖書の圖畫に見る

所の者の如し、今奏樂の摸樣を記すれば、兩人の吹手、一齊に角を揚げ、之をして殆んど直立せしめ、而して又徐々と之を下して、水準あらしめ、さて長震音を吹く、其響或は軟にして低く、或は高くして強く、常に太鼓の音と相和し、一種奇異の妙調を發し、余をして深く感歎せしめたり、停止すると霎時にして、吹手復た角を揚ぐると前の如くし、一種奇怪なる音を發す、其調半野蠻風なれども、亦耳を樂ましむるの趣あり、之と奏すると幾回にして、次第に其音を微弱ならしむる、其態恰も響の漸く遠隔するものと疑はしむる者あり、鼓手も亦漸く其聲を柔よし、最後に三打して式を終る、瞬時の後、樂鐘を鳴らすと三回、是に於て、數人の警吏、各自の衙所に赴く、聞く此儀式は、各省の衙門並に各鎮臺の營所に於て、毎日之を行ふ所なりと。

第十章

李鴻章の
 李鴻章○李鴻章の履歴○ウァーリド將軍及ゴルドン將軍の勢力○英人西將軍の性質を誤認せ○ブルケウインの履歴○魯西亞と関心したる戦争の影響○ワルドン將軍再び支那に到る○電信機の架設○英字の消息即ち暗號○鐵道輸入に關する劉銘傳の献白李鴻章及劉坤一の事蹟○李鴻章と劉坤一の献白書○左宗棠の献白書○李氏等の建言未だ行はまず

現今支那の活劇場中、最も著名なる李鴻章の純粹の支那人種にして、毫も雜種種の血液を交へざる者なり、氏六七世の祖の孰れも文學を以て顯位に登りたれども、其家産の只中等に止まれり、氏は安徽合肥縣に生れ、幼より頗る文才あり、長するに及て、上元及第し、遂に北京に於て最高等の位階を得たり、此位階の單に官吏の適任證たるに過ぎず、氏の現に支那帝國大學者の集會所なる翰林院の一員なり、蓋し中年に及て種々の官爵に叙せられ、又種々の事に當り、間もなく太平の逆徒其郷土安徽省を侵

第十章

すに及び、逆徒鎮壓の大將に任せられ、千八百五十三年より、江省に於て屢、戦争し、遂に能く之を鎮定したり、諸賊匪の將に鎮靖に就くんとするの時、氏の既に支那軍兵の提督とされり、千八百六十三年十二月南洋通商大臣と爲り、千八百六十六年金陵の踞賊を剿誅し、千八百七十年天津の殺戮より起れる、魯佛との葛藤を處理すべき命を受け、此時より以來、氏の彼の雲南問題及諸強國と條約談判の特別委員となり、盤根錯節に遭ふて頗る事に處するの才幹を得、千八百七十五年一月九日、前太后より文華殿大學士に補せられたり、此官は支那帝國の第一等官たり、支那の不文、即習慣法律の官吏たる者ハ、其母死する時ハ、三年の間一切の公務を離れて、退居するを常とす、李鴻章ハ千八百七十二年直隸省の巡撫に任せられ、千八百八十二年其母死したると

以て、退休せしが、輿に居ると一日日詭にして起復されて總督に任せられ、其後間もなく氏の苦請によりて、文華殿大學士及總督の職を解かれたり、然れども千八百八十三年の八月に至り、再び其官職に就のざるを得ざるに至れり、
 此に注意すべきは、支那人は其生れたる省に於て、如何なる官職と雖も、之に就くことを得ず、又己れの親戚として上官たる者あり、己れは其下官たることを得ざるは是ならず、又支那人は、米國と同じく、文官を以て武官の上には在るべき者ありとす、故に學者は軍人を輕蔑すと雖も、學生より出て、往々最高等の軍職に就くとあり、故に各省巡撫は即ち又提督にして、必要の時に臨ては兵を率ひて戰場に出でざるを得ず、故に李鴻章の如きも、亦一個秀逸なる學生にして、或は軍人となりたるとあり、其逆徒を鎮撫す

ウー
 ード
 及
 ゴ
 ル
 ド
 ン
 阿
 將
 軍
 の
 勢
 カ

るの戦争に際し、左宗棠、曾國藩、及曾國荃の如き屈強の豪傑を得て、其參謀となせり、李氏の此等の人々より得たる所の助は、固より大なりと雖も、氏の爲めに最も大なる助を爲せし者は、即ち彼の所謂常勝軍是れなり、此常勝軍は米國人ウーード氏の編制する所にして、皆支那人より成り、外國將校の引率せし者あり、ウーード氏の、各地の戦争に於て、非常に其勇敢の氣象、熟練の手術を顯はし、其功績甚大ありしが、不幸にして戦死せり、氏に次て常勝軍の都督とありし者は、米國人ハッゲンとす、此人は勇敢に則ち勇敢ありと雖も、其品行甚だ宜しからず、且其人を爲り、人の長たるべからざる人物なるに故に、間もなく人に厭はれて、其職を褫はれ、常勝軍の一時英國人某の手に落ちたりしが、是れ亦衆を統御する才幹なきの爲めに、其職を奪はれ、尋て大英國工兵士官ある

英國人ウ
アード及
ゴルドン
両氏の性
質を誤認
す

ゴルドン之に代りたり、此人は眞に軍人たる其性質を具へ、大に軍紀を張り、其面目を一新せり、氏は一切ウアードの軍紀を襲ひ、其兵を率ゆるや、唯一本の杖を以て之を指揮せり、是れ亦ウアードの例に倣ひたるなり、氏の軍令の甚だ活潑にして且嚴肅あり、加ふるに、從來大英國の爲めに、各地の戰場に臨み、實際戦争の活劇場より得たる所の智識を應用し、數月あらずして、大に逆徒を鎮靖せり、勿論此逆徒鎮靖の爲めに、支那帝國將校の力を藉りたるも亦寡からず、而して氏の殊に李鴻章の指揮を受け、其承諾、若くは命令なくんば、決して征戦するとならざりき、然るも英國の著述家の概ね此事實を誤察し、以てウアード氏及李氏を輕視せり、さうがらウアード氏は材幹卓越の人なれば、若し氏にして不幸短命にて死するよわらざれば、ゴルドン氏の恐くは史上に名聲を輝か

すと、今日の如く熾々たらざるべし、又李氏は聰明英敏、よして、疾に外國軍制の嚴格にして、規律の精明なることを知り、逆徒鎮靖に當りて、其有力なる參謀官の言を用ひず、専ら常勝軍に依頼したる人なれば、若し李氏にしてゴルドン將軍を扶持して、之にウアード氏の編制せる常勝軍を用ゐるの機會を得せしめたるに非らずんば、ゴルドン將軍も何ぞ常勝軍の全權を握りて、功績を立つるを得んや、是れ英國人の多く知らざる所の事實なり、英國人の著はせる當時の歴史よは、孰れもゴルドン將軍の其權力を牽制せられて、其働を自由にすると能はざりし事實を載せずと雖も、然れども李氏を首め、其他將校の爲めに牽制せられたるは、決して掩ふべからざるの事實なりとす、

太平の逆徒降服するに及んで、ゴルドン將軍は特に其主謀者譽

の爲めに、其性命を請ひ、既に恩典の沙汰に及びたるに、支那政府は輒ち其約束を變じて、氏の請求を拒絶し、無遠慮も主謀者輩と誅殺したり、是に於て、李氏とゴールドン將軍の間に非常の不和を生じ、氏は痛く李氏の反覆常なきを難詰し、若し其請ふ所を許さざれば、己れの目前にて李氏を殺すべしとまで公言して、大凡三日間強迫したりしか、間もなくゴールドン將軍の怒も解け、氏と李氏との間柄は、再び故の如くにあれり、是れ獨り支那帝國の幸福のみにあらず、亦ゴールドン將軍の幸福なり、支那政府の氏に贈るに黄色の短衫と、一万「テール」の賞金とを以てしたれども、氏は前者を受けて、後者をい辭したり、是れ固より辭するの必要はなく、只氏の賃傭の軍人たらざるを表するに過ぎざるのみ、當時尙は太平逆徒の主謀者と誅殺せんとするの跡あり、且反亂の全く

鎮定に至りたるを見て、氏の軍職を辭し、尋て常勝軍も亦解散せられたり、是れ氏の爲めに最も得策あり、何とあれは、當時常勝軍は其功績を負ふて自ら誇り、支那帝國中最も尊重すべき者ありと自信し、其將校輩も頗る驕傲の思想を懷き、既に「パングウェン」氏の如きは、其逆徒鎮定の際に於て、戈を倒にして、支那帝國軍を襲ひて、之を敗り、勢に乗して北京に攻め入り、太后を廢し、己れ自ら支那の帝とあらんと目論見たると再三なりければあり、其以來「パングウェン」の履歴は、頗る奇怪にして、又不幸ある者多し、常勝軍指揮官の職を解かれて、氏の北京に到り、李鴻章の待遇に對して、頗る不平と唱へ、米國公使「ハルリントン」氏と、英國公使「トーマス・ウエード」氏の盡力にて、北京政府の再び「パングウェン」氏を李氏に托し、以て舊職に復すべきを求めたり、李氏は氏の人のとる

パングウェン
の履歴

二百
り、と知ると、外國公使より熟せる故か、或は北京政府と内約する所あるが故か、再ひ氏を用ゐることを辭したり、是に於て氏の間も亦く賊軍に降りけるが、其待遇氏の豫期せるか如くならず、又己れ賊軍の爲めに盡力するも、到底勝算あきを見て、再ひ之を退き官軍の戦線を破りて、支那の海岸より出で、遂に日本國に渡航し、數月の間日本に滞在しよりしが、其不平尙や未だ止まずして、再ひ支那に渡れり、支那人の其氏なることを發見し、直に之を内地に護送せり、當時諸外國人を首め、殊に上海の米國領事の如きは、氏を救はんと欲して、連りみ盡力奔走せり、其後氏の舟を浮べ某河を渡らんとするに際し、舟顛覆して、遂に溺死したり、此事や、或は偶然に出でしか、或は預謀し出でしか、是れ未だ知るべからず、李氏の反亂の稍、條緒に就るんとするの際、ウー、バング、ウー、

ル、諸將軍と首め、其他外國公使、領事、海軍將校の爲す所、皆己れる私するの跡あるを免れざることを悟り、之を防ぐを以て、自ら任せざるべからざるを知りたるに、同時に、又外國人の海陸軍の事に長し、甚だ熟練なることを知りて、稍之を委任するの思想を生じ、支那風を係る軍制の不可あると悟るに至れり、其浙江に在て事務を處する、明敏果斷にして、頗る宜しき適ひたるを以て、千八百七十年直隸省の巡撫に任せられ、兼て總督の大權を帯ひ、幼帝の侍講、文華殿大學士、及外務大臣の顯職を帯べり、是に依て外交の事務に接すると益多く、人皆氏の外交を畏るを知るに至れり、又特派委員として、各條約國と新條約を締結せり、當時外交事務に熟達し、且の經驗ある者なきは、非ずと雖も、李氏及ぶ者ハ一人も之れなかりき、

魯細亞と開んさしたる戦争の影響
ゴルドン將軍再び支那に渡る

千八百八十一年、北部境界の事よ就き、魯西亞と葛藤を生し、將又開戦の談判よ及んときたる時、李氏の再ひ英國よりゴルドンを迎へたり、或の稱す、李氏の氏に授くるふ、支那帝國軍の提督を以てすべしと言贈りたりと、ゴルドン氏は聽て再ひ支那に渡り、數月の間、李氏と評議する所ありしが、魯細亞との戦雲も、未だ發せずして、収りたるを以て、氏は遂に歐羅巴よ戻れり、氏の再ひ支那に渡るや、曩に李氏の氏に負ひて、太平逆徒の主謀者を誅殺したることを忘れ、最高の顯職を得て、パングウインの武舞を爲さんと、心竊に企望し居たるあり、余の此事を記する所以の者は、以てゴルドンなる人の豺狼の志ありて、安心して事と謀るべき人にあらざり、而して一切外人の衝に當て、其窺論の志を抑制して、之を逞ふするを得ざらじめたる者、則ち李總督其人の先見と忠誠とに

電信機の架設

由て然るなりとの事實を、世人に知らしめんが爲めなり、此時李總督の帝室に献言して、各省の首府、及南北海濱の貿易市街に、電信機の架設すべきを論して、其許可を得たり、カールスバッハ、ポールセン、氏専ら此事業を管理し、又前より、國電線會社の役員より、カールムント、氏之を助く、其現に架設せる分の、延長大凡五千英里にして、外の朝鮮の首府ある京城、及滿州の首府に達し、内のアムール、港、山海關、北京、天津、太沽、濟南府、芝罘、鎮江、上海、南京、武昌、漢口、錢塘、寧波、福州、廈門、廣東等の諸處に達し、而して今尙る内地の重なる首府よ向け、又蒙古を通して、魯細亞の國境に向けて延長しつゝあるなり、初め此電信機を架設せんとするに當り、支那守舊党と、皆其不可なるを論して止まざりしが、今日に至ては、主治者の勿論、少しく有識ある商人、孰れも連り

に、之、の、架、設、を、望、み、普、通、人、民、と、雖、も、之、を、不、可、と、す、る、者、な、さ、に、至、れ、り、此、電、信、を、取、扱、ふ、技、師、は、支、那、人、と、し、て、米、國、に、渡、航、し、て、英、語、と、電、信、術、と、を、學、習、し、た、る、者、あ、り、又、特、に、天、津、に、設、け、あ、る、電、信、技、術、學、校、よ、て、學、習、し、た、る、者、も、あ、り、此、天、津、の、電、信、技、術、學、校、を、管、理、す、る、者、は、ポ、ー、ル、セ、ン、カ、ル、ム、の、阿、氏、な、り、支、那、の、文、字、は、一、字、毎、に、特、別、の、音、を、有、す、る、符、號、を、綴、り、合、せ、て、一、語、を、爲、す、に、非、ら、ず、し、て、一、語、毎、に、相、異、る、形、を、有、す、る、が、故、斯、る、文、字、と、電、報、す、る、と、甚、だ、困、難、あ、り、然、る、に、亞、刺、比、亞、數、字、三、個、を、結、合、し、て、各、語、を、表、せ、し、め、發、信、局、よ、り、之、を、發、す、る、時、は、受、信、局、の、技、手、は、其、符、號、數、字、を、適、應、の、漢、字、と、譯、す、る、を、常、と、し、此、方、法、よ、り、て、漢、字、の、不、便、を、避、く、る、を、得、て、頗、る、都合、よ、し、と、雖、も、尙、は、多、少、の、不、便、あ、さ、し、非、ら、ず、蓋、し、是、れ、取、も、直、さ、ず、外、國、語、よ、て、發、信、す、る、と、異、な、る、所、あ、し、今、普

英字の電
信

通、用、な、る、漢、字、の、數、は、大、約、八、千、字、も、あ、り、其、總、數、を、舉、ぐ、れ、り、四、万、五、千、字、あ、り、と、の、事、あ、れ、り、之、を、悉、く、三、の、亞、刺、比、亞、數、字、を、以、て、代、表、せ、し、め、ん、と、欲、せ、り、非、常、に、大、な、る、表、を、作、ら、さ、る、べ、か、ら、ず、又、之、を、發、信、す、る、に、許、多、の、時、と、費、や、さ、さ、る、べ、か、ら、ず、故、に、余、謂、ら、く、斯、の、如、き、不、便、な、る、方、法、は、從、が、い、ん、よ、り、寧、ろ、英、語、よ、て、通、信、す、る、の、便、利、な、る、よ、若、く、さ、る、な、り、
又、李、總、督、の、支、那、帝、に、奏、上、し、て、鉄、道、の、當、に、布、設、す、べ、き、を、論、ま、た、る、に、魯、西、亞、と、戰、争、の、將、に、起、ら、ん、と、す、る、の、際、に、當、り、人、心、恟、々、た、る、の、時、に、在、り、然、れ、ど、も、鐵、道、布、設、の、議、を、献、白、し、た、る、は、李、氏、を、以、て、始、と、す、す、べ、か、ら、ず、李、氏、の、前、に、劉、銘、傳、な、る、人、あ、り、て、既、に、之、か、献、白、を、な、し、た、り、當、時、劉、銘、傳、は、支、那、軍、の、大、將、あ、り、し、が、今、日、は、臺、海、島、の、巡、撫、た、り、氏、は、李、總、督、と、莫、逆、の、親、友、と、し、て、亦、頗、る、開、進、主

義を執る人あり、
 北京ガゼットの紙上には、從來間、鐵道布設の事を論じたるとな
 き、非らずと雖も、之を支那帝ヲ献白したるは、劉銘傳を以て始
 とす、余と今支那官報ヲ載する所の全文を左に掲ぐべし、之を
 讀め、以て支那政治家と帝室の間柄ハ如何、又鐵道の事ハ關シ、
 支那人ハ如何ある思想感覺を懷くやの一斑を見るハ足るべし、
 左の献白ハ鐵道の布設ハ、國權擴張の方便ナリ、宜しく早く之を
 布設すべしとの趣意ハ基ぐる、非職陸軍大將劉銘傳の奏章ナリ、
 其文ハ曰く、

鐵道敷設
 關する
 劉銘傳の
 献白

臣劉銘傳頓首して白す、臣伏て惟みる、此頃國家の運命日一
 日よりも殆く、外患の切迫日一日よりも急なり、宜しく早く鐵
 道布設の議を起し、以て國權の擴張を謀るべし、是れ臣の謹て

奏上し、以て陛下の敎覽を願ふ所以なり、

臣曩も病ヲ罹り、軍職を辭して常ニ退休せしも、陛下尙は臣を
 棄ず、臣ヲ賜ふハ優渥無比の恩寵を以てす、臣何の功ハ之あら
 ん、切ニ天恩の優渥あるヲ拜し、微功の以て之ヲ報するなきを
 恐るゝのミ、臣家ニ在り、華夷交渉の事を思ふ毎ニ、未タ嘗て流
 涕大息せずんば、あらず、又恐る、臣犬馬の勞尙は未タ天恩の万
 一ヲ報すると能ハざるを、

臣曩も陛下の風召を蒙り、病ヲ力めて北京ニ到るや、重ねて天
 顔ニ咫尺するの榮を得、親しく敎命を賜たり、誤て臣の微功を
 賞せらる、臣謝するハ辭あし、

臣惟らく、人臣たる者、若し事の人主の當ハ知るを要すハ、き者
 ありと知らむ、之を直言去て憚るヘウらそと、是を以て、臣ハ今

事物變更の輕忽すべからざる所以と、國家の利害に關する計畫、宜しく之を熟考せざるべからざる所以を擧げて、之を陛下に上申せんと欲するなり。

夫國家門鎗を廢し、諸外國と通商貿易を開きしより以來、事端紛々古昔に比し非ず、外人常々事、托し我と隙を開き、以て我を欺き、以て我を壓せんと欲す、我若し某外國と爭端を開かん、自餘の各國皆環視周睇し、以て乘すべきの隙を窺はん、とす、魯の南境の土壤甚だ廣大、我北東西の三疆と犬牙相接し、我咽を扼し、背を打つ、之と交接する時、國民の心は一日も安を得ず、而して我國久しく優柔不斷の境に沈み、俄に威を示すの道なく、只忍て彼の凌辱を受くるの外なし、故に若し戦端を開くと至らば國家焦眉の危急を弛ぶせんが爲め、貨財を惜ま

ず、總て彼の需むる所は従はざるを得ず、

斯の如くせば、兩國の平安は、一時之を維持するを得べきも、決して永久に持續すべきは非ず、而して國民の資力も亦限あり、故に若し我にして飽までも舊習を墨守して移らざる時、竟に國力を養ふの道ありらん、

輕躁にして思慮乏しきの輩は、動もすれば輒ち戦争の事を談ず、然れども臣惟らく、戦争を開くの前は、當り、最も先つ注意せざるべからざる者あり、即ち敵の強弱を審み、是れなり、魯西、亞は曩に既し歐羅巴より、ハインツェンウエイの近隣に通ずるの鐵道と敷設し、今又方は、ハイチアンに通ずるの鐵道を建築せり、曩に支魯葛藤を生せるの際に當り、魯の兵を我に出さざる所以の者は、決して我兵力を畏れたるも

非ず、即ち、鉄道、の未だ、全く敷設し終らざる、爲めあり、臣、惟らく、十年、を出でずして、國家の紛擾、必ず、此邊より來らん、日本は、叢爾たる、一小島、あれども、其政府は、能く、西洋の利器と輸入し、鉄道を敷設し、之に頼て、連り、驕傲の志を生じ、我を侮り、些小なる口實を設りて、我を煩はすと、寡ならず、若し、今日の狀況、徒に經過し、國力を強むるの策を施さずん、後ち悔ゆとも及ぶ、あけん、是れ、臣の大哀む所なり、軍兵を練り、兵器を造るは、固より國力を強むるの正道なりと雖も、鉄道敷設の如きは、亦實に國力を強むるの大源ありと云ひざるを得ず、

今夫れ、鉄道の便益は、甚だ廣大にして、一一舉ぐると固より難し、其重ある者を擧ぐれば、穀税の運送と、早め、救済の道を活潑

あらしめ、採鑛事業を振起し、旅行の便を開く、如きは是なり、而して、其最も便益なるは、軍兵運搬の道を迅速ならしむるに在り、是より由て之を觀れば、鉄道の敷設は、一日も忽ますべからざるなり、

支那領地の面積は、甚だ廣大なり、其北疆は、延長一万里、支那里なり、以下、献言書中里と書するは、皆之に同じと、涉り、魯西亞の疆と相接す、且つ、諸開港場は、許多の外國人住居して、我國人と通商貿易をなす、今明に疆界線を劃し、以て、外人の侵凌を防遏するは、我れ固より望む所なれども、是れ到底行はるべからず、縦に駿馬を騎して、東西に奔走し、南北に馳驅するも、尙は時及ばざるの恐あり、若し、鉄道を、東西南北に敷設し、交通を容易ならしむる時、戦時、臨み、敵軍の動靜を視察して、我軍器

を定むると亦甚た容易あるべきあり而して縦ひ一万里を隔つと雖も指定の時間又は必ず到着するを得べく百万の軍兵をも一處に集むるを得べし又從來の如き兵糧武器運搬に關するの煩擾を除くを得べし抑兵の之を合すれば則ち強く之を分くれれば則ち弱し

支那の總て十八省(今十九省)其兵員寡しと云ふべからず其糧餉足らずと言ふ可らず然れども各省の兵員と糧食は各省の總督之を分轄し各省の事務の各省限り之と取り扱ふの姿あるが故に各其利害を異にして雙方相一致せざるを得ず一旦戦争の起るは各省限りに隨意の軍略を施し軍兵若くは兵糧を要するの場合あるも速く之が供給を爲すと能はず且又災禍あるの時と際するも救濟其時及ぶと能はず縦

以嚴罰を以て責任官吏を懲治する法規ありと雖も將た何の効あらんや今鉄道を敷設する時國家の權力一處に集まり諸省の氣脈相通し爲る軍兵の員と減すべく糧餉の運搬自在にして各省に分離せる兵を合して一大團結となすべし國疆及海岸を防禦するに當り必要の兵器即ち銃砲の如きは一晝夜にして之を運搬せると得べく各鎮臺に屯駐せる兵と合して之を一處に集め一旅團となし以て活潑なる運動を爲すを得べし苟も能く此の如くある時は各省に分在せる權力を之を中央に集むるを得べし一人の兵卒十人の用を爲すべく陸軍を擧げて之を中央政府の管督し歸し軍兵の運動自在にして從來の如く各省官吏の失敗によりて之が妨碍を受くるの憂なきべし

現時の狀況は、國境防禦の爲めに要する費用夥しく、爲めは國家の歳入を減し、人民の繁榮を害し、家國の富は皆外國人の所有となり、國力日に益減少するの姿あり、實に危急存亡の秋あり、此時は方り、速に鐵道を布設する時、其鐵道事業より得る所の利益は、以て軍人を養ふに餘りあるべく、人民の繁榮を致すべく、交通不便より生ずる外國人の不平を止むべし、國家の繁榮を致し、人民の幸福を進むるに、鐵道を除くの外、他は其策あるべからず、

魯西亞の我に對して驕傲なる所以と、日本の我を輕蔑する所以、支那帝國の版圖廣大ハ則ち廣大ありと雖も、其外敵に對する防禦あるハ、只其一隅のみにして、事の生ると恐るゝと、其國力を振起すると能はざるとの故なり、然れども、若し陛下

ぬ

よして鐵道敷設の令を下す時は、人皆我國勢を強むるの志ありと知り、且我國力も俄に振起すべし、此事若し日本及魯西亞に聞ゆる時、彼輩は必ず大に驚愕すべし、而して我亦容易に魯西亞と條約を締結すると得るのみならず、亦以て日本の我を輕侮するの心も自ら消滅すべし、

曩に總督李鴻章は、海岸に沿ふて電信機を架設するの許可を請ひんか爲めに、獻言する所ありしが、抑も電信機なる者ハ、陸軍の運動を爲すか爲めなり、必要欠くべからざるの要具よし、若し鐵道の敷設と相須で行はるゝ時、軍の冗費を省き、并に之を管轄すると、甚だ容易なるに至るべし、

朝廷若し鐵道敷設に必要ある資金を募ると、甚だ困難にして、且つ到底此事業を成し遂くると能はざるとの懸念あらん、商

人、社會より寄附金を募るも可なり、若し是れも亦困難なりとの懸念あらば、外國債を募るも亦可なり、若し又政府が鐵道を敷設するか爲め、外國債を募るの契約を爲すとは、到底困難あるべしとの事なれば、鐵道敷設の事は、姑らく之を措き、外國債を入れて國家の富源を開發し、殖産工業を振起するの見込ありとて、之を外國に謀りたらんは、外人は必ず喜びて外債募集の需に應すべきあり、政府は、負債償却の事より、決して苦むとなりるべし、蓋し其利子甚た賤く、且償却期限甚た長き故に、鐵道事業より生ずる所の利益を以て、漸次に之を償却するを得べし、故に今日、在外債を募り、以て鐵道を敷設するの誠、其時機にして、此機會の決して之を失ふべからず、

今支那には、二條の鐵道線路あるを要す、一條は、鎮江より山東及直隸、此兩道を通して、北京に達する者、一條は、漢口より江南を経て、北京より走る者、是れなり、此外亦二條の線路あるを要す、一は、北京より東方に馳せて、盛京に達する者、一は、西に馳せて、甘肅に達する者、是れなり、若し此數條の線路を一時に敷設すると困難なるの事情あらば、先づ今年中に架設さるべき電信線に沿ふて、鎮口より北京に達するの線路を敷設するの許可を與へられんことを望む、此鐵道を敷設するに就ては、山東、直隸の兩省の如き、多く線路を當るる故に、無知の人民は必らず何分の苦情を唱ふることなるべけれども、是等の苦情は固より憂ふるに足らざるあり、臣曩に逆徒を鎮定するの命を蒙り、屢、此兩省を往來し、親しく

兩省の事情と人民の狀態を視察したり、故に此兩省を通じて
鐵道を敷設せしとの意見の、決して漠然たる無算の空言に
あらず、
鐵道の敷設の、國家の兵力を振起し、帝國の繁昌を來す者なり、
若し陛下にして之が敷設を嘉納せらるれば、速に詔を總理衙
門に下して、直に之を議せしめ、且其議決を上申せしめんことを
請ふ、然れとも議者或は因循姑息の論を主張し、之を以て不急
の業なりと做す者ある時、臣は恐る、魯國の平和條約の終結
後、鐵道敷設の事業の、長く遷延して、容易に其功を見るべし
らざる、猶や家を建つるに、之を路人に計り、終に成るなきか如
くあらんとを、又恐る、薪に臥し、廢を嘗むるの古諺も、徒に空言
に屬して、終に國家を強むるの結果を見るときに、終らんと

を、

以上述ぶる所は、臣の鐵道敷設は、國力を増益する方便なりと
思惟せる所の者なり、伏て願くは、陛下乙夜の覽を賜ひ、英斷以
て速に鐵道敷設の明詔を垂たまはん事を、

支那政府は、以上劉銘傳の献白を以て、之を南北通商大臣ある李
鴻章と、劉坤一の兩氏に示したるに、兩氏は就れも贊成の意を表
し、左の如き上奏を爲したり、

北方通商大臣李鴻章、南方通商大臣劉坤一、謹て再拜書と
皇帝陛下に奉る、臣等曩に陛下の降されたる、鐵道敷設に係る
諭旨に對して、深く評議を遂けたるに、鐵道敷設の事業は、實に
國力を増益し、國家の繁榮を上進するの大方便にして、之を敷
設するに、先づ之に必要なる資用を募り、此事に關する適當

李鴻章及
劉坤一の
献白

の人物を撰ばざるべからざる所以を察見せり、是れ臣等の此に奏上して陛下の裁決を請ふ所以なり、臣等曩に參議院より十二月三日の詔を奉ずるの榮を得たり、其詔に曰く、劉銘傳は鐵道敷設の議を獻言し、先づ最初に今年中に敷設さるべき電信線に沿ふて、鎮江より北京を通ずる此線路を敷設すべしと、而して此獻言の趣意は、鐵道を敷設し、因て以て國力を増益せんと欲するに在るなり、李鴻章と劉坤一の兩人を命じて、以上の獻言に關する可否を議せしめ、其始末を上奏せしむべし、劉銘傳の奏書を謄寫して、李鴻章と劉坤一は各一通を與ふべしと、伏して惟みるに、臣等陛下の深く現今の情態を憂慮せられ

國力増益の爲めに大に心を勞せられ、務めて聖聽を開き、以て臣下の言を納れ賜はんとを務めさせらるゝを知るなり、臣等の獻言せんと欲する所の趣意は、即ち左の如し、夫れ生民の始めて世に現じたる、太古の時代は在ては、支那の九州は、數萬の小部落に分れ、其習慣、風俗、各相異り、縦ひ數百里内外と雖も、相往來することを得ず、然るに聖人なる者あり、一たび出て來り、木を斫て耒となし、耜となすことを教へ、是を以て未墾の土地を開き、會て近づくべからざるの境を達するを得、牛を以て車を維き、及馬を騎するの術を教へ、始めて重荷を遠方と致し、四方の人民を利益したり、斯の如き蒙昧の時代より、今日に至るまで、大凡四千年以上に及べり、而して今日は、支那各州皆一統して、東西南北皆文献を同ふし、又教義を一にす、蓋し

亦盛なりと謂ふべし、泰西の各國民は、常に技術を研究して、頗る其精細を極め、能く汽船、鉄道を製作せり、今夫れ地球の周圍に殆ど九万里なれども、彼れ能く一切の故障を超越して、各處に旅行し、古聖賢より今日に傳はれる、船舶、車輿、各種々の改良を加へ、新奇の發明をなし、其人類を利益すると、實に廣大にして、之を天賜と謂ふも可あり、近世に至り、支那も亦た泰西人民に倣ひ、汽船を造營して、自ら益せしと鮮少ならず、以前に暗黒なりし人智も、自ら發達し、粗荒なる物質を變じて、之を人用に供するの術を知り、人民の互に相往來交際して、四方割據の弊を破れり、是れ此等は乃ち天然の理法にして、如何なる人力を以てすと雖も、決して之を制

る

するを能ひざるなり、鐵道の始めて起りしは英國なり、其初めは石炭採掘の用に供し來りしが、爾來漸く進歩し、市場に石炭及鉄類を運搬するの用に供し、其利益非常なりき、其後尋て之を工業、商法等の用に供し、英國の殆ど歐羅巴各國を雄視するに至れり、而して未だ幾あらずして、佛蘭西、亞米利加、魯西亞、日耳曼及其他の各國皆争て英國の例を倣ひ、鐵道を敷設する事に盡力したり、而して此等各國の能く其隣國を侵攻し、且荒蕪地を開拓したるは、皆鐵道を敷設したるの効なり、其後此等各國の人口漸く繁殖し、其商法の漸く盛なるも及んで、益鐵道敷設の事業を擴張し、歐羅巴、亞米利加の兩大陸も互に相接近するに至り、又軍兵の如きも一日の中も其指定の箇處を達するを得、新聞報知れ如

第二の利益

万テリルに及ぶと雖も、南部諸州より得る所大約十分の九に居り、北部諸州に只其九分の一に過ぎず、然るに若し今鉄道を布設し、交通甚た自由となり、有無相通するに至れば、從來北部諸州に惰民の自ら其業務を得、荒蕪の土地自ら開墾し、就き、従て自ら繁榮し、赴き、税關に収むる所の税額、自ら増殖し、南北の収税高平均を得べし、是れ鉄道布設より、政府の歳入を増加すべき、第一の利益なり。

第二、兵の集まれば則ち強く、散すれば則ち弱し、是れ明瞭の事實なり、支那の陸疆及び海境各、二万里あり、今此各境に防禦を置んとするも、獨り軍兵糧餉は不足あるのみならず、是れ實は無算の甚しき者とす、然るに今鉄道を布く時は、兵の働き自ら自由となり、雲南、貴州、甘肅、及びクルハアの遠と雖も、大凡十日

第三の利益

を費さずして達すべし、今十八省は散在する兵士を一處に集めて、大旅團を編制するを得、糧餉の運搬自由となり、兵員も亦減するを得、一たび號令を出す時は、陸軍咸く雲集し、規律明達し、權力一處に集まり、一人の兵を以て、十人の用をなさん、是れ鉄道布設より生ずる所の第二の利益なり。

第三、支那の根據と稱すべきは、北京あり、而して其地位極めて北方に在り、中央を去ると甚た遠く、一旦事あるに當り、能く之を管轄統御すると頗る難し、咸豐十年の戦争起るや、多くの政治家、連りに都を適當の場處に移さんとを唱道せしが、事甚た重大にして、容易に舉行すべからずと爲し、議遂に止みたり、且つ夫れ外國と戦争を爲す毎、外人ハ必ず北京を劫かせり、然るに若し今鉄道を布設する時は、二万里の遠さと雖も、敢て遠

第四の利益

しとするに足らず、一千万の兵數日を出てずして、其指定の地に達するを得て、四疆の防禦善く行へれ、政府の堅固なると、磐石の如く、事起るの日も、應援自在となるならん、各省の官吏、商人の如きも、鐵道の便よ由りて、長途を旅行するを得、又商品の如きも、其運搬甚だ迅速となり、而して人皆競ふて鐵道の便に頼らんとを思ひ、商法も自ら繁榮し、國家富強とあらん、然らば敢て都を遷すの必要もなく、外人も、北京を劫すとあき、而して國家の基礎之を千萬世に持續するを得ん、是れ鐵道布設より生ずる第三の利益なり、

第四、數年前、山西及河南の兩省に於て、慘酷なる飢饉の流行したる時に當り、山西に於て、米穀の價一斛に付四拾元餘に騰れり、若し當時鐵道ありて、之が運搬の用よ供したらんよ

第五の利益

一斛七元以上に騰らざりしならん、故に若し全國に鐵道を布設せば、水旱の災害あるも、米穀なり、金錢なり、迅速に之を運搬して、救助の功を擧ぐると、甚だ容易なるべし、且諸の物品、各省の間に流通し、非常なる騰貴の爲め、人民の禍を蒙むるの憂なかるべし、是れ鐵道の人命を利益保護する第四の利益なり、

第五、今日政府に納むべき穀稅を運搬するに、先づ之を小舟よ積み、而後之を汽船に積み替へて、海路に由るを常とす、其間の繁雜甚だ不便にして、之を管理するに多くの官吏を要す、故に或は海路よ由るの危險を避けんが爲め、再び大運河を設くべしと論ずる者あり、然るも、今や鐵道を布設する時は、穀稅の運搬甚だ速よして、毫も凝滞する所なく、恰も血液の人體を循

第六の利益
第七の利益

環する如き者あらん、而して若し不幸にして、戦争の爲め海路よ由るの危険ある時に逢ひ、決して其指定の箇處に達すると能はざるの憂あかたし、此他戦時の必需品即ち火薬、大砲及び兵器の如きも、之を運搬すると甚た自在となるべし、是れ鐵道布設より生ずる第五の利益あり、
第六、鐵道の速力、最も迅速なる馬の速力より十倍するが故、政府の命令、使節の如き、驛馬の用より十倍するの速力を以て達せし、此外盜賊奸黨を捕ふるも、甚だ容易なり、然る時の從來設置し來りたる驛馬の制を廢し、其費用を以て鐵道の維持費に充つるを得ん、是れ鐵道の布設より生ずる第六の利益なり、
第七、支那帝國の石炭鐵及鐵鑛、皆河流を距つると甚だ遠き處に在り、若し鐵道を敷設し、此等の鐵物と運搬するの用に供

を

第八の利益

第九の利益

する時の、其價值自ら下落し、販路も廣がらん、販路益、廣れば、從て鐵業も益、擴張し、以て多量の鐵物を出すべし、而して鐵道の敷設に要する入費は、石炭及鐵類を使用するが爲め、大に節儉すると得べく、而して此等の事業より生ずる所の利益を以て、兵を養ふとを得べし、是れ鐵道の敷設より生ずる第七の利益あり、
第八、今や河流、若くは溝渠の便なき遠隔の箇處に、物品を運搬すると、甚だ困難あり、然れども今鐵道を敷設する時の、從來汽船の未だ達し得ざる箇處と雖も、運搬の便自ら開け、從て商法も自ら繁榮し、起くべし、是れ鐵道の敷設より生ずる第八の利益なり、
第九、若しこれ鐵道を敷設する時の、公私に關はらず、官吏、農工

第十章

商若くは兵卒の旅行するものは、從來の如き長時日を要するに及ばず、疾く其指定の箇處に達するを得べし、其時日短縮するか故に、其費用も亦自ら減少すべし、且盜賊風難及波濤の災害なるべし、是れ鉄鐵の敷設より生ずる第九の利益なり、臣等の既に述べし如く、泰西各國の能く俄に富強を致したる所以、鐵道を擴張し、之を利用したるの爲めあり、且つ國家の貢税と、武術とは、國を強め、及其繁榮を致さんと欲するは、先づ第一に思考せざるべからざる者なり、

陛下の劉銘傳の奏議を嘉納せらるゝ、所以は、則ち能く將來の災害を憂慮せられて然るなり、今諸外國が我國に向て無禮あるの實は、憤懣の至りに堪へずと雖も、若し茲に鐵道を敷設する時、魯西亞及日本の我を侮る念も自ら消滅すべし、是れ臣

鐵道線路

の一日も早く、鐵道の布設を願ふ所以なり、

今支那に於て、最も鐵道を敷設すべき箇處は、南部に二條あり、一、條は鎮江より山東直隸の兩省を通して、北京に達する者、一、條は漢口より河南を通して、北京に達する者、是れなり、又北部に二條あり、一、條は北京より東に馳せて奉天に達する者、一、條は西に馳せて甘肅に達する者、是れなり、此四線路の之を稱して本線路と謂ふべし、若し又支線を要するの場合あらば、之を敷設するも、各主要の箇處にして、本線路を距つる數百里を過ぎず、故に之を敷設すると甚だ容易なり、其距離既に近く、且之が爲め必要する所の費用、廉かなるを以て、商人の義捐金を募るも亦容易なり、夫れ支線は、尙ほ樹枝の如く、枝幹相須て鐵道事業益繁榮すべし、

然れども、四線路を敷設するの費用甚だ巨額なるが故、一時之を建築するの甚だ困難なり、劉銘傳の奏上する所は、先づ今年中より架設すべき電信線も沿ふて、鎮江より北京に達する線路を敷設せんとするより、其議頗る當を得たる者とす、蓋し其議に従ふ時は、二個の利益あり、即ち線路を管轄するの利益、電信を通ずる事務を保護するの利益是れなり、或は今日の事情及び需要の二點より論じて、此鐵道布設の國家の爲めに大利益ありとする者あれども、決して然らず、夫れ泰西各國の鐵道の如き、多くは五十年以來の布設に係る者にして、其能く今日の如き勢力を得たるは、其相互も他も後れんとを恐れ、此事業を擴張して、情るとなりしが故あり、故に始も徐々と進んで、漸々に擴張せんに、國家の繁榮期を待つべきなり、

論者或の鐵道を布設する時は、外敵の爲めに利用さるゝの恐ありと論ずる者あり、或の外國の支那内地に鐵道を布設せんと欲するや久し、今若し我れより此端緒を開く時は、外國の爲めに非常の好機會を與ふるの畏ありと論ずる者あれども、此の如き故障は、要するに各國の國家を防禦するに當りて、其兵を運搬するに鐵道を利用するの事實を知らざる、無智無學者の口より出づるの言にして、固より取るに足るものなし、各國鐵道を布設せりと雖も、從來敵の爲めに利用されたる例あるなし、何となれば、鐵道の内地に布設する者にして、國境の各路を防守すると嚴なれば、敵の内地に入るの憂なし、或は萬一斯る危険の事不幸にして出来せんとするも、其鐵道の一部を破壊し置るは、全路全く用を爲さず、或は鐵道列車を押停せば、

鐵道ありと雖も、敵人は之を利用すると能はず、各國人民未だ嘗て斯る事は焦慮したる例なきに、要するに鐵道の内地の人民に便利にして、外敵の爲めに不便なる者なり、萬國公法及條約書に、外國の他國政府の認可を得るにあらざれば、他國內に鐵道を敷設すると能はずとあり、然れども、吾人の強國が其強を自負して、此規則を破るとあるを恐れて、自ら進んで鐵道を布設せざるも、彼れ何を爲めに我を憚て、其欲する所を爲さざらんや、夫れ鐵道を布設せば、支那の利益なりとて、外人の吾人に助言するに屢之れあり、若し今我より進んで之を布設する時は、外人の斯る交渉も、自ら止むに至らん、論者又或は鐵道を布設する時は、労働者の其業を失ひ、衣食の

資を得るも窮し、隨て必ず擾亂を惹起すべしと謂ふ者あれども、是れ決して然らず、英國に於ても、其始めて鐵道を布設せし時に當てや、亦斯る空想を懷き、労働社會の職を失ふを唱へて、其説頗る嘩しかりしが、鐵道布設の功既成るに及んで、其線路に當れる荷車及貿易賣買の數、以前に倍せりと云へり、鐵道を敷設すべき處、孰れも本道なるか故に、村落及小都邑の如き、物品の運搬、旅人の往來、車若くは人を要すると、猶は前日に異なる、とあるべからず、且つ鐵道を布設する時、却て貿易品を増し、車馬の増加と致すは、必然の勢あり、若し又鐵道事業にして、果して盛なるに至らば、人の職業を得る者多し、即ち列車を守る人、道路を營繕する人、線路を護る人等を要するか如き、是をなす、此等の人々の所得、以て其父母

も緊要なる者にして、此線路の永久持續すべき者たるを要す、
 今より其敷設に費用を預定すると能はずと雖も、決して少々
 あらざるべきなり、
 政府の使用すべき費用の今日の制限ありて、元費するを得ず、
 若し又鉄道布設の公債を各省より募るとするも、各省の官吏
 は其公債を募るの方法を知るなし、或は商人より寄附金を募
 集するとするも、此等商人は遠く各處に離居し、從て寄附金を
 集むると甚だ困難なるべし、只劉銘傳の外債を募るべしと云
 ふ一説の、稍實行し得べきの策なるに似たり、支那の外債募集
 の議は、獨り今日より始まりたるにあらざり、從來往々此事ありた
 るが、戸部は各省が之を以て例と爲し、屢々外資を借り、爲めに外
 國債主は爲めに惱まるゝとあらんを恐れて、獻言し、以て外債

鐵道敷設
の爲め
外債を起
すべし

募集の議を停止したり、然れども、有益なる大工事を爲すの爲
 めに、募る所の外債と、兵事の爲め、募る所の外債とは、大に其
 趣と異にする者あり、是れ最も知らざるべからざる所なり、若
 し能く鐵道を布設せし、外債の利息は、之より生ずる所の利益
 金にて、之を支拂ふと、得て、而して、政府亦永久持續すべきの
 税源を得べきなり、
 然れども、外債を募集するより、最も注意せざるべからざる三
 箇條あり、
 第一、若し外債を募る時は、之が債主たる者、一切鐵道事業を引
 受け、内國人をして之に交渉せしめざるの恐あるを故、先づ
 明に外人は決して鐵道事業に關涉す可からずとの約條と結
 はさるべからず、負債の利息を保證し、其元金も約束期限には、

外債を募
るに當り
て注意す
べき第一
の條

必ず返済すべきの契約なるが故に、鐵道事業に關して、人を用ひ、器械と購求し、線路を敷設するの事は、一切宜しく内地人の扱ふべき事にして、外國債主の之に關涉すべきの理由あるべからず、若し外人として、此事を承諾せざる以上、宜ましく外債を募るべからず、

其第二ヶ條

第二に恐るべきは、外人の無法に其手中に鐵道事業を奪取せんとするに在り、此弊害を防ぐか爲め、支那汽船會社(招商局)の例に倣ひ、外國人に株を有せしめざるも若くはなし、若し鐵道敷設會社にして其形を成したれば、宜しく之を支那商人の手に一任し、政府の官吏をして、之を管理せしむべし、又元利皆済に至る迄は、年賦にて幾何を返済すべきの規則を制定せしむべし、若し其受負商社にして、支拂ふと能はざる時は、政府

其第三ヶ條

の管理人は、宜しく之を督促して、支拂はしむべし、而して其商社の只鐵道事業を経営する而已にして、決して外國債主をして、之に關涉せしむるの權なし、斯の如くする時は、負債は一定の期限内に償還するを得て、一切の弊害は消滅すべし、若し以上の事柄にして行ひ難しとすれば、決して外債を募るべからず、

第三に掛念すべきは、國家の財政が、鐵道公債の爲めに困難を感ずるとあるにあり、從來外債を募りたる時は、常に海關稅より得る所を以て、償却に充て來りしが、近來の至ては、各處の稅關に求むる所の金額非常な増加し、大に困弊を來したり、是を以て他の國債すら之を償却するも苦しむか故、鐵道公債は、政府鐵道事業より得る所の利益を以て、十年若くは、二十年間に、

悉皆償却するの法を立てざる可らず、若し此財政の上に生ずべき困難を排除すべき策なくんば、外債の決して募る可らず以上三個の條目は、外債を募るの前に於て、宜ましく深く思考せざるべからざる者たり。

外國人は、外債募集に應ずるの前に於て、募集者の果して能く其負債を償却する方法を有するや否よ注意すると甚た至れり、是れ臣等の明に知る所なり、若し此方法にして立たずんば、外人と恐く其募集に應せざるべく、其方法にして確立する時の、輒ち其募集に應すべし、能く前後損益の事情を審かにして、其謀計遺す所なくんば、後に至りて悔ゆるとあかるべし、又何れの國を問はず、鉄道を布設するに外債を募らざる所なきを如し、而して之を募るに當りて、先づ有名なる測量師を

して、道路を測量せしめ、其事業の見積りと成功の如何を認め、始末書を作るべし、是れ國人の信任を得る方便あり、今若し敷設すべき南北に馳するの鐵道よして、成功なしたらんには、數年の後、必ず非常の利益あるべし、若しそれ鐵道會社を設立する時の、有名の技師を雇ひて、詳細に此事業の見積りを爲さしめざるべからず、而して其見積り、總理衙門及其他臣下に於て、詳細に之を調査し、以て外人をして、之に據りて其外債募集に應せしめざるべからず、

鐵道布設に用るべき材料を撰ぶ事、并に徒勞を省きて巧に勞働者を使用する事、及び之を何里間お布設すべきや等の事、是れ宜しく深く研究すべきの事項なりとす、

又高等の官吏をして、其事務を管理せしむべし、其事務とは、株

劉銘傳を
して鐵道
の事を終
裁せしむ
べし

主を招集し、外債を募り、土地を測量し、労働者を募集する等の如き是れなり、先づ此事を最初に爲さずんば、事務の進捗充分なるべからず、而して劉銘傳の頗る活潑且つ豪胆にして決斷あり、加ふるは從來國事の爲め盡力せしと甚た多きか故に、此人をして鐵道事業を管理せしむるとい、臣等の大に望む所なり、又此人の、外人の屢支那人を虐待せしを知り、且鐵道の今日の如き弱國を變して、強國となすべき者たるとも知れり、但し此事務たる之を取扱ふと甚た困難にして、此れより生ずる所の利益を受くるは、一朝の事にあらざる故、若し危急の事起りて、帝國に係り、急に劉銘傳をして、兵と指揮せしむるの必要に會する時は、此事務は自ら遅緩猶豫せざるを得ざるに至らん、現時劉銘傳の無職の姿にて、病病と養ふの外別に爲すべき

か

の事なし、故に、若し此議おして、幸に准許を蒙り、之をして管理者たらしむるに、至らば、先づ第一に、之をして緊要の事務と研究して、憚る所なく之を評議せしめざるべからず、果して然る時の、日本と魯西亞の、必ず驚て言はん、支那の國歩艱難の最中にありながら、猶ほ能く鐵道を布設するの餘裕ありと、蓋し劉銘傳の、現に散官に居るの故、能く株主を招集し、又能く外債募集の疑問を思考すべき、會社を組織するを得べし、而して其募集の願ひ、果して幾何にて可あらんか、今此に之を陳べ難しと雖も、要するに劉銘傳の、人望あるを以て、内外人を問はず、其議を贊ぐる者多かるべし、

今直隸省と江蘇省には、曾て劉銘傳の部下に屬したる兵卒一万以上あり、若しそれ鐵道を敷設するに當らば、兵の必らず此

等の人を役するの經濟あると知るべし、而して若し本國商人の義捐金にして、餘れる者ハ之を他事に使用すると得べし、又諸官吏も當に時々劉銘傳と評議し、萬事の計畫に従て働くべし、抑も鐵道布設の議たる固と是れ劉銘傳の獻言せし所あるが故に、其管督ハ一切劉銘傳に任すると善とす、若し止を得ず、今より十年間延引するとあるも、其十年後に至りて、尙ほ同人に之を任すべし、思ふに、之を措て、他よ委任すべきの人あるべからず、若し支那國にして、果して能く鐵道を布設する時は、亦自國の力を以て、石炭及鉄鑛を採掘し、以て賣貨の外國に濫出する弊を防かざるべからず、山西の濕滂府及潞安府の近傍ハ、石炭鑛と鉄鑛と富めり、然るに内地の人よして、巨萬の資本を仰し

て、之を採掘する者あざは、頗る遺憾の事なり、若し鐵道布設の資本よして、首尾よく募るとを得たらんに、其十分の一は、西洋の法に倣ひ、西洋の機械を用ゐて、鑛山を採掘するの費用に供すべく、而して其採掘し得たる所の石炭及鉄ハ、之を鐵道に適用するを得べし、斯の如くすれば、諸鑛山の開墾され、利用され、而して、再び鐵道事業を助けて、之を擴張すべし、是れ即ち一舉兩得の方法あり、臣等は既に鐵道の國力を増益する所以と、方今の一大問題は、鐵道敷設にある所以とを論じたり、伏して願くハ、陛下乙夜の覽を賜ひ、速に鐵道布設の明詔を降されんことを、

總督李鴻章と巡撫劉銘傳の兩氏ハ、鐵道布設の儀よ付ては、徹頭徹尾其意見を同ふし、余の親しく兩氏に面會したる時よ於ても、

兩氏の互に其説を賛成して、若し聖許を得、直ち着手するの心算なりと云へり、劉銘傳の臺灣の大守にして、北京を距る甚だ遠し、故に臺灣島の開拓防禦に關して、必要ある意見を陳へて、充分の廟議を動かし、甚だ不便の位地あり、然るも李鴻章は、鞏毅の下に在り、且つ劉銘傳より、數等思慮深き政治家にして、耐忍力も富み、事を執る敏捷にして、加ふるも熱心を以てす、氏は一概に主權者をして、己れを思ひ、惡ましむる事と爲さず、又敢て時の風俗習慣に抗して、自ら傷ぐる者もあらず、氏は能く廷臣の技量と政治家の技量を知り、居るが故に、能く反對論を説服して、己れの政策を賛成せしむると、敢て難を承らざるべし、氏以前に、頗る堅く保守主義を執り來りし、漸く之を棄て、改進黨主義と執り、遂に改進黨の領袖となるに至れり、氏の最早泰西各國民を指

左宗棠の事蹟

して、野蠻人民なりと稱し、其技術を指して、價値なき者なりと稱せざる而已ならず、尙ほ他人をして、之を稱せしめざるに至れり、氏の外國人と交際せると久しく、且親密あるが故に、能く其事情を知れり、是を以て、外國人を賤むの念慮なきのみならず、尙や之を冷待するを欲せざる者あり、余の見る所を以てするに、李氏は温順にして見識あり、且萬事に通曉せる政治家にして、縦ひ泰西の學術を、雖も尙や能く支那人中に在て、其文明の思想、氏に及ぶ者あり、然れども支那に在ては、皇帝の臣下たる者は、皇帝の准許なき時は、如何に己れの意見是ありと雖も、之を行ふことを得ざるを奈何せん、

李總督は、又己れの黨に一大強援を得たり、即ち左宗棠の、其守舊の精神を一變して、鐵道の敷設を賛成したる事、是あり、氏は秀逸

の學者よして、且秀逸の軍人あり、其政權を執りしと頗る久しく、常よ聖徳を翼賛し、且つ守舊党の領袖なりき、又氏は兵事の才お長し、李鴻章を除くの外、氏よ及ぶ者あかりき、然れども、頗る泰西の事物を嫌忌し、常よ西洋人を稱して、西戎と呼べり、曾て土耳其斯丹と戦争の時、常に「クルップ」砲を用ひたれども、其之を使用する方法の如きハ、人より聞くに及ばずと主張せり、其他萬事支那風と善として、日新の事物を悦ぶざりき、氏は余の支那よ着せし少しく前に斃したり、斃してより、李氏獨り軍國の事を専らよし、共よ競争する者あし、左の献白書ハ、左氏の臨終の時よ上奏せし所の者よ係る、即ち千八百八十五年十月七日、北支那「ヘルド」新聞より抜抄せし者なり、

左宗棠の
奏章

臣、左宗棠、命將に旦夕よ在らんとするに際し、茲に聊か告別の

言を陳べ、以て陛下の覽觀を賜はんと欲す、臣曩に病の日に重るや、健康を養はんが爲め、賜暇の延期を請ひ、七月二十五日を以て、其許可を受け、即ち欽差委員の印信と軍政とを舉げて、之ぞ揚昌潯に譲り、同時に謝狀を奉呈せり、尋て家よ向て出發したれども、二三日を経て、腰部に甚たしき苦痛を感じ、起臥頗る困難を覺へ、手足痠痺して、熱性の痲痺俄かに咽喉に生し來りたるを以て、臣既に絶命の期よ近きを知らる、

臣は固と寒陋の一書生あり、幸に咸豐帝の眷顧を蒙り、三世に歴事して、内閣の議に參與し、又師團の提督となれり、若し馬革を以て屍を包むを得たりしならハ、臣敢て憾むる所なかりしあらん、今や安南との和戦ハ、清國強弱の分るゝ所あり、而して

臣南方に向て旅行しなから、未だ嘗て一たびも戰場を臨みて、敵と相對し、其勇力の強さを示すと能はず、是れ臣の大憾む所にして、死して瞑目するに能はざる所あり、臣聖恩を蒙り、賜暇を得て、厪一年間を過ぎ、而して今や再び聖顔を拜すると能はず、誠に残念の至りとなす、安南と平和條約を締結せし時に當り、日本國は我に向て其威を示さんと欲し、而して獨り日本のみならず、地球上の各國皆眼を張りて、我を闚ひざるを、若し今にして、之を豫防を爲さずんば、國家日に益弱く、終は今日の國力をも維持するに能はざるに至るべきなり、故に臣願くは、陛下の海防に關する大臣等の言を納れ、速に裁可を下されんと、鐵道、鑛山、造船、及製砲等、は事業の國家の繁

榮と強健とを致す者なるを、故は速に是等の術を入れしめ、而して陛下は宜しく益古聖人の經書を研究し、小事をも忽のせにせず、日に正人交りて、其言を納れ、冗費を減して、海防費を充つべし、要するに陛下は諸大臣と共に、正道に依られんことを望む、果して能く斯の如くなれば、臣死するの日と雖も、猶不生るべきなり、臣今謹て之を陳ふるに當り、氣息既を逼迫し、語涕と共に出て、言ふ所を知らず、願くは陛下之を洞察せよ、左宗棠の獻言は、支那鐵道の政略に影響を及ぼせるや、否や、之を知るに由なしと雖も、然れとも、支那の學者、官吏、社會は勿論、其境内に住む所の外國人の上も、深き刺激を與へたるに、決して疑ふ可らざるの事實ありとす、且攝政太后の此獻白を却下せざる

の、以て太后も鐵道布設の議は異論なきを卜するに足るべし、獨り異論なきのみならず、猶不之を稱讚し、其早く之れか布設に従事すべしとて、自ら促したる程なり、支那も他の國と同じく、皇帝は必ず多くの朝臣侍従を備へり、是等廷臣侍従輩は、常々皇帝の左右に在て、過を補ひ遺を拾ふか故に、自ら失徳の事寡なし、然れども如何ある事と雖も、又李氏左氏の如き、大智識を有する人の言と雖も、皇帝の公式に従て、之を批准するに至る迄、之を實行すると能はずして、其言は只廷臣等をして之を知らしむるに過ぎず、然れども左氏の如き、保守黨の大政治家にして、一旦其志を翻へして、鐵道を布設し、以て海防の具と爲すべしと云ふに至て、其効頗る大ある者あり、故に李氏を以て、支那文明先導者の一人と云ふも可あり、其絶命の獻白書の如き、深く己れの僻見を懷

李氏等の
建言未だ
行はまず

けるを悔ひたるが如く、文中臣の固く一蹇生あり、支那の文學技術の平時と戰時とを問はず、決して國を維持するの要具は非ず、宜しく鐵道を布設し、鑛山を開掘し、銃砲船舶を製造すべしと云ふに至ては、實に進歩の精神を得たる者にして、李氏の獻言は一層の勢力を添へ、其計畫を助くるの功、決して鮮少ならず、若し此獻言をして、果して採用され、鐵道布設の舉あるに至らば、是れ實に支那黄金世の資と始まる所にして、世界各國をして、潛伏せしむるに足る、而して李氏の名譽たる、亦決して寡なからず、然れども、諸大臣中、鐵道論は異議を唱ふるの守舊黨尙を甚た多く、是等守舊黨は、一切の進歩を抵抗し、鐵道論の如きは、其最も惡む所にして、時々皇帝に上奏して、其不可を論じ、李氏の此大事件に關する冀圖も、爲めに大に阻碍せられたり、

第十一章

北京に旅行す○最も不潔なる都府○其起源及其模様○郭外なく又別墅あり○市街に敷石なし○外國公使館及交際○支那朝廷と諸外國公使との間と交通あり○幼帝○太后○太后の無限權○左都御史○皇帝先帝の陵墓を拜す○皇帝を制する勢力○皇帝は保守黨たるを得ず○帝位の困難○外國との競争と對して準備あり

北京に旅行す

北支那に旅行する外國人の、必ず先づ北京に到り、尋て長城に達するを常とす、余も亦此順路を蹈めり、天津より北京までの八英里にして、長城の其れより尙や凡そ四十五英里の遠に在り、北京に達するは三條の道あり、最も普通にして、且つ歐米人の爲めに最も快樂あるは、艇屋と稱する船に乗るに在り、此船は盤艇の一種にして、長は凡そ三十英尺幅は六英尺にして、其中央は小屋を構へ、以て乗客を容るゝ處とせ、之を行るゝ帆を以てするゝとあり、或は竿を以てするゝとあり、此舟は北京を距る十五英里は當て、天

津河(白河)の北支流の西岸に沿へる、通筋より前さへは行かざるあり、次の車なれども、北京の車は、北支那に限りて之を用ゐ、其他の處は之れなし、此車の非常な粗造にして、發條なし、以て支那器機術の有様と、其運搬の模様とを見るゝ足るべし、第三は小馬の背に跨て旅行するゝとなり、余は第三の旅行法と撰みて、小馬に乗れり、而して余は荷物と僕との車と運搬せり、何となれば小馬に乗るの法は、最も簡便あり、其れなり、土地は非常な平坦砥の如くして、路傍樹木なく、從て耳目を慰むべき者ありと雖も、耕作は甚だ能く行届けり、十英里以内までは、道路稍分明ありと雖も、十英里を出る時は、道筋なく、多くの曖昧の處を行く、嘗て修復營繕したるの跡なく、亦敷石なし、又田畝の周圍は、藩籬なく、溝渠なき故に、電信柱を除

最も不潔
ふる都府

くの外の一般の方向を定むるにさへ能はず、而して此電信柱も、
紆餘曲折せる河堤に立つ者多き故、間、無益な遠回をなす
者之れあり、故に外國人は、必ず案内者を雇はざるを得ず、而して
此案内者の道を知るや否や、其發足前に糺さるべうらず、余
の屢、此路を旅行せしが、常に二十四時間以上を費せしとあり、
北京の、世界中市街の最も不潔なる者にして、コンスタンチノール
より甚たし、而して北京の支那の首府なるにも拘りらず、支那
市街中の最も汚穢ある者あるべし、其人口の未嘗て精密の調査
を爲したることなし、雖も、大凡二百萬ありと云ふ、府の周囲の灰
白色煉瓦の牆屏を以て繞らす、高、四十五英尺あり、其上に胸壁を
築き、處々、圓形塔を樹つ、又數個の穹形門を設く、其牆屏の又溝
渠を以て之を繞らす、此溝渠、大運河の始まる所にして、又其終

其起原及
其模様

る所なり、
北京の起原は、史も載せざるか故、明なからず、然れども、北京は北
方の境界を防禦するに、中央の地なりとして撰ひたるに相違あ
るべうらず、故に北京は、一個の陣營たるに過ぎず、昔し韃靼の侵
撃を防ぐんか爲め、軍勢を此に集めたるにあり、是れ韃靼人の
始めて支那を侵撃したるに、此邊にあると見るべきなり、基督紀
元後千二百六十四年、大汗忽必烈の時、韃靼人之と奪て其首府と
なせり、是れ蓋し蒙古の砲臺を直達するの要路なれりあり、當時
マルコポーロ始めて此を遊歴し、此府を稱して汗府と云へり、爾來
其名稱の屢、變更せり、元朝亡びて明朝の起るに及び、南京を以て
首府とるせり、然れども其後に至り、再び都を北京と遷せり、千六
百四十四年、滿州人の清朝を建つるに及で、北京を以て全支那の

首府と確定せり、府内を分て三とす、即ち支那市街、糧市街、及禁城是れあり、禁城とハ皇帝及朝臣の住居する所よし、米歐人の入るを得ざるものなり、此三市街を區劃するは、塙塙を以てす、其區劃ハ四角よしして分明なりと雖も、其不潔あるに至ては、三市街共に同一あり、一の溝渠なく、又警察上の取締法なし、到處不潔汚穢にして殆ど天然の情態に一任して、毫も掃除と知らざる者に似たり、或ハ稱す、雍正及乾隆の時代ハ在ては、北京ハ今日より更に大よしして、且美麗なりしと、此言疑ふべし、但し北京に入るの諸道、殊に固安、通州兩道の如きは、一たびは花剛石を以て敷詰め、甚だ美麗なりしに相違あるべからずと雖も、今日は既に填敗に属して、殆ど不用なり、其外支那に於て目よ觸るハ者ハ、一として其填敗の有様ハ、陷れるハ驚かずんば、あらず、家屋殿堂の如き、一般

た

に瓦を以て之を作り、頗る立派ありと雖も、然れども皆潰敗に属して、何人も之を修繕するに意を用る者なし、道路市街の屏障等の如きも、亦皆然らざるはなし、彼の禁城内の如きも、黃塵十丈頗る厭ふべしとある、故ハ官殿と雖も、敢て平人の家と異なることあり、只一階高きハ過ぎず、

郭外ふく
又列壁ふ
し

北京ハ、其周圍ハ村落なく、又郊外なく、全く重厚なる塙塙の中に孤立するの首府にして、耕田之を繞る、恰も海中の一孤島の如く、其黃塵ハ宛から霧の如し、されど又一種の興味ある首府よしして、好事家の歴遊する所とす、市街ハ兵卒、官吏、及平民の往來頻繁にして、頗る雜沓を極めり、故に歐米人の眼ハ、甚だ面白く見ゆ、蒙古人の駱駝に乗り、隊を組み、其產物と支那市場ハ運搬して、茶、衣服、及他の製造品と貿易す、此等の物品ハ、皆長城外ハ住居する

市街ノ敷石あり

所の鞦韆人の需用は供する者なり、彼輩は又西山より北京まで使用すべき石炭を運搬す、市街より蒙古人、西藏人、及朝鮮人混同し、孰れも相親睦す、局外より之を評する時、此等各種の人民は、孰れも北京を以て最上最善の首府ありと思ひ、且支那帝國の臣民たるを無上の幸福と思ひ居る者の如し、泥濘と塵埃の到處に充滿し、街路には敷石なく、人道なし、又市街鐵道なく、瓦斯燈なく、水道あり、北京の内地に在て開港場にあらざるが故に、外人其内若くは其近邊に住む者あり、外國商人若くは銀行者は、旅行券を有せざる以上は、一人たりとも此に住居し、若くは旅行することを許されず、而して此旅行券は天津の領事館にて受取るとを得べし、外國の公使の概ね其公使館の内に住む、而して其公使館の互に相接比

外國交際會

支那朝廷と外國公

し、唯だ煉瓦の墻壁を設て之を區別す、其一の公使館より他の公使館に通する両間の道路の頗る廣げれども、敷石なく、亦塵埃多し、公使館と雖も、之を如何ともすると能はず、又外國人は爲めは設々なる旅館あり、然るとも外國品を此等の公使館に供給するの爲めに、公使館の近傍に住居する所の外國商人の公使館若くは税關員より保護を仰くと能はざる所の外國人を宿泊せしむるを務むといふ、北京は外國公使會と稱する者あり、是れ公使館税關の諸官吏を始として、同文館學校の外國教師、及び其家族より成る者として、外國人の爲めに、最も愉快なりとす、或は馬に乗り、或は踏舞を爲して相樂む、各外國公使と帝室との間に、毫も往來交通するところなし、只外國

使との間
交通

公使と交通往來する者の、總理衙門の大臣に過ぎず、總理衙門の
 近來置かれたる者にして、獨立の權利なく、只外國人を受けて、之
 を饗應し、若くは帝王に謁見せしむるに過ぎず、又總理衙門の官
 吏、近來歐羅巴より歸りたる會侯を除くの外、一人として英
 語及其他の外國語を話す者なく、外國公使も一人として支那語
 を解する者なし、故に相互の交通に、必ず通辯官を要す、然れど
 も萬一双方の譯を生せんことを恐れて、多くの手翰を以て往復し、
 之と相互の語を譯するを常とす、夫れ斯の如き次第なるが故に、
 固と外國人と支那保守黨の官吏との間に、毫も相交通すると
 あり、從て相互の思想を交換するに能はず、
 光緒幼帝親しく政務を指揮せらるゝの今日、先づ第一に務むべ
 き、諸外國公使を延見するに在り、若し屢外國公使を延見し、其

幼帝

文明の思想に慣熟する時は、自ら從來の如き閉居の思想を破り、
 當世文明の新思想を入るゝに至るべきあり、今上皇帝の千八百
 七十一年八月十五日に生れたまへり、然れども支那の歴法にて
 は、其生年を以て一年の中に數へ込むが故に、實に未だ十七に足
 らざるあり、帝の清朝の第九代目あり、清との清潔の意にして、現
 朝の始祖始めて滿州より起り、支那を征服せし時、更に此名を撰
 ひ用ゐ、以て將來施す所は政治の清潔にして純正あるべきの意
 を表明したるあり、光緒帝の先帝同治帝の子にあらざして、其姪
 なり、先帝子なきの故に姪を立てたるあり、是れ皆太后と其皇妹
 との處置に出るあり、帝の咸豐帝の第七弟なる醇親王の子なり、
 今何故に此第七弟の子を撰みて、之を立てたる者なるか、外觀者
 に向一向に合點の行らざる次第あれど、元來支那の皇帝、其冢

太后

子を措て己れの好む所を撰立せるの特權を有し居るか故に、太后も亦此特權を利用して、今上帝を撰立したるより外なかるべし、朝廷の奸黨の帝れ幼弱なるを奇貨として、兩太后及幼帝を瞞着し、由て以て政治を左右せんと企てたれども、幸に兩太后を始め咸豐帝の弟恭親王、幼帝の父醇親王等の力に依て、變なきを得たり、爾來兩太后姉妹は頗る精を勵まして、能く幼帝を輔佐し、東太后の崩後は、西太后獨り政權を掌握せり、西太后は其性質頗る剛毅にして、北京に於ける外國人等之を稱讃して、乾隆帝以來支那に於ての西太后より勝りて賢明ある者あるべしと云へり、太后は今四十三歳にして、能く政務に注意す、太后は一度も外國人を延見したるとなく、外國人も亦一度も太后に拜謁せたることなしと雖も、其政零上より之を察するは頗る自由寛大の風を旨とす

る者に似たり、攝に居るの間、能く國家に内亂を鎮定し、平和と繁榮とを致し、能く幼帝を輔佐し、其注意至れりと雖も、曾て西洋の學問を爲したるとなく、又西洋の科學言語を學びたるとなし、故に其幼帝を輔佐すと云ふも、只支那の言語、支那の文學に依て、之を薫陶したるは過ぎず、勿論一切万端は事悉く習慣舊式の支配する國に於ては、其言語動作に決して、其習慣舊式に外るべしとを許されず、太后の教育如何に拘はらず、其結果は到底支那風たるに過ぎざるなり、

太后は善く支那風の教育を受けたりと云ふと雖も、諸親王を首め、朝廷の貴權たりとも、決して后より親昵するに能はざるが故に、后の政務を執るは當りて、専ら其顧問となる者は、只六部あるのみ、蓋し后の攝に居るや、萬機を總裁し、躬自ら獨裁の帝王たるは

太后の無
限權

等しと雖も、然れども支那の習慣として、百事舊章は率由して、自ら專斷するを得ず、其政務に關しては、御史は之を奏議するを得、大學士及諸部も亦之に就て、其意見を呈するを得べしと雖も、若し太后にして一旦其意を決定したる以上は、縦ひ不都合の事ありと雖も、之を矯正修改するの權利を有する者なし、是故に太后の其意を決定するは、極めて大切の事にして、決して輕忽する可らず、殊に政務の全く新奇なるを、將た先例法典の範圍外に在る事なれば、最も然りとす、
支那の帝位に登る者も、他の人類と同じく、直接に其身を圍繞せる、近臣の感化を多少受るとあるを免れず、故に、縦ひ皇帝の何程獨立の思想を有すと雖も、不知不識、近臣等の僻見邪説に誘惑せられて、之を脱する能はざるとなき能はず、而して此近臣等は、多

れ

左都御史

く、東洋普通の不幸なる人物あるが故に、帝は自ら時勢の變遷を嫌惡して、之に抵抗するの傾向あり、若し非常の激變あり、若くは珍事ありて、一旦此輩の迷夢を破覺し、之をして大に驚愕せしむる時は、茲に始めて少しく政治家の言を容るゝの考を起すとわれども、所謂天顏の前は俯伏するに非ざれば、決して言を奏すると能はず、通常陛下に献言するの習慣は、専ら奏章に由る、而して此奏章も亦自ら一定の式法ありて、務めて之を合せんことを要す、其口づから献言するか如きは、甚だ稀にして、只皇帝の下問に答ふる時に於てのみ、纔に之あるのみ、北京ガゼットに、奏章は一語を誤り、一字を失したるか爲めに、刑部の問ふ所となりて、刑罰を受けたる其例を掲ぐると、枚擧に遑あらずとす、
凡る御史たる者の何事に論なく、皇帝に奏章して其可否を論す

るを得而して其奏章ハ必す之を記録に載するを法とす又史官と雖も皇帝の行爲ヲ就きて是非の批評を加るとを得るなり然れども兩者共ニ孰れも事實に基き務めて不敬粗漏の言語を避けざる可うとす實際上に於てハ御史ハ役目ハ權力ありと雖も亦頗る危険なる者あり今より僅一十年前皇帝ハ詔敕を以て大に御史の權力を擴張し自由に陳するの權利を與へたるが同時に亦成るべく私怨僻見より不當の陳述を爲し漫に人の行爲を論するが如きハ獨り皇帝ヲ對して不敬なる而已ならず尙ハ徳義と善政を害する者とし又秘密探偵の言と證據として人を論するの習慣を嚴ニ非難せる先代の詔敕を引き來りて前年大學士の一人を指して國家の叛逆人なりと稱へたる彼れ某御史と李鴻章を以て死罪に行ふべき罪ありと論したる彼の翰林院

皇帝先帝
の墓陵を
拜す

の某史官との兩人が濫り大臣を非難したるの罪を數へ宜しく之を嚴刑に處すべしとし以て將來を懲戒なしたり
縦ひ西太后ハ數十年間政府の首位ヲ占めて常に無上の權力を行ひ來りしと雖も一旦帝の自ら萬機を總攬するに及んでハ最早自ら攝位ヲ居ると能はず是れ支那の法律習慣に依て然る所にして且つ西太后ハ尙ハ緊要ある義務を有せり即ち新帝の後若くハ數后を撰びて婚禮を舉ぐ及其婚禮の前後に新帝をして祖先の廟を拜せしむるか如き是れなり
此禮典ハ去年の初春に於て舉ぐられたり今其時の模様を記さん
に新帝ハ西太后帝の父第七親王李總督及其外皇族貴權を從へ所謂東塚に向て發誓す是をより先き朝廷命を發して其沿道と掃除し若くハ行在所を設けしめ又爲めに新路を開くと大凡

二百七十四

一百英里餘、且其行列をして、莊嚴美麗からしむるの術、於て至らざる所なし、帝と太后との轎を乗り、盛服を装へる、護衛兵、及朝臣等之を圍繞す、道路の警固頗る嚴重にして、拜觀人を避かしむ、殊に外國人の如き、之を拂ふと甚しく、纔に一人の外國人、支那屋の隅に蔭れ、之を觀たる者あるれみ、決して公然と見物するを得ず、當時春雨の尙は未降らざるの季候ありして、新道の則新なりと雖も、土地未固まるに至らざるか故に、塵埃殊に深かりき、墳墓に於て執行せる儀式の如何、外國人之を知る由なき、勿論なり、然れとも其執る所の儀式を想像せんに、先づ香及金銀紙幣帛に象るを併せて之を燒き、新帝自ら俯伏して先帝の墓前に頓首すると、一般支那人の、其父の墓前も頓首するも異なるべからず、而して其頓首、獨り先帝の墓前のみ止まらず、當朝歴

代皇帝の墓前も於ても、亦之を爲せしならん、余の聞知せし所を以てするに、其儀式の深き宗教的の感覺に基りずして、専ら時の習慣に従ふ者の如し、

新帝の玉顔を熟知せりと言ふ者の言に曰く、帝の軟弱にして其色淡黄なり、之を望むに活潑にして材幹あるの様子なし、總て支那人の帝の性急にして剛毅ならず、只少しく講學を勉めらるゝの事實、皆之を知れり、是より由て之を考ふれば、帝の決して改革者たるべきの必意力と、身精力とを有せざるべし、然れども帝の親父の、其性果決にして勇氣あり、帝の徳を助くると寧からず、然れども亦西太后と同しく、帝の萬機を親らせらるゝに及んで、最早朝廷を留ると能はず、何となれ、皇帝の前に出て、如何ある人と雖も、人臣たる者の必ず俯伏せざるを得ざるに、又一方

よりの實子と養子とを問はず、都て人の子たる者の、必ず其父母を拜せざるを得ずとの例規あれなり、さりあるら西太后の自ら攝位を退くの前、於て自己並に第七親王の、此定例に従はずして、公私の事務を關して、帝に謁見するを得べしとの敕詔を出すならんと云へり、斯る敕詔を出その事たる、外國人の眼より之を觀る時の、何も面倒の事に非ざるか如しと雖も、支那人に取りて、大に然らず、頗る鄭重の事なりと思惟する者の如し、其故何とあれ、清朝と其始めて起りしより、今日に至る迄、殆ど三百年の久しき常に、男統を以て帝位を相續し來りたるか故、斯る先例の如き、毫も之れなしと云て可なり、外國人の知る所を以てすれば、此事は支那の律令中、毫も記する所なく、又學識ある支那人と雖も、斯る場合、處するに、斯々にすべしと明かに其意見

を陳べたるとなし、叔太后の、余の見る所を以てするに、實際斯る敕詔を出したるとあるが如し、而して今や新帝の伯父恭親王を舉げて、顧問と爲さば、幾分か目下の困難を治すべしとの議あり、親王の經驗あり、且改進を主とするの政治家あるを以て、一旦用ゐらるゝに至らば、其支那を利益するや、頗る大なる者あらん、然れども、西太后の、縦ひ攝位を去ると雖も、尙一生の間、政機を參與すべき一の緊要ある原子たるを失はざるは、是れ明瞭の事あり、后既に能く新帝を東廟に導びき、満足し其儀式を終へて歸り、且某侯の女を撰て、帝の元妃と爲す等、其周旋盡力至らざる所なきか故に、今更ら忽然と新帝夫婦を去て、顧みざるか如き、后の志はあらざるべし、帝の爲め、元妃を撰ぶ、固より太后の義務とする所なれども、是れのみよては、尙や以て足れりとすべし

皇帝を制
するの
カ

す、侯伯の女を數人撰ひて、之を帝の后と爲さるべからず、是れ亦太后の義務あるあり、故に太后の國々より侯伯の女を貢せしめ、之を蓄ふると少からず、太后と帝との交通の甚だ嚴重にして、自由ならずと雖も、帝の爲めに其配を撰ぶ所の太后と、帝の前に出つるも、決して俯伏するに及ばざる元妃とい、今後と雖も、常に其威權と失ひざるや必せり、勿論新帝を首め、其后妃の如きも、其父及伯母の檢束を離るゝと能ひざるゝあらずと雖も、是れ實際あり、決して爲し得ざる事なり、思ふに支那の帝室は於て、亦普通の人類に於たる情性の行はるゝと明あるを以て、縱ひ法律及習慣の嚴格なる檢束あるゝもせよ、西太后と醇親王の、今より數年間依然支那政府中は在て、樞要の位地を占るに相違あるべからず、西太后の既往二十年餘

と

皇帝は保
守黨たる
とを得ず

政府の首位に立て、政權を握り、醇親王も西太后に譲らざる緊要の位置を保ち居り、去春の如き、海軍總裁として、始めて天津に來り、又直隸港に艦隊を點檢したり、且つ始めて外國船及砲銃を見たるのみならず、外國の使臣等も謁見を賜ひたりき、西太后及醇親王の、頗る文明進歩を喜び、殊に鐵道電信を架設し、外國の船舶、砲銃等を製する事に盡力せらるゝとい、中外人の共に信する所なり、夫れ斯の如くなるに、幼帝の自ら守舊派たらんと欲するも得べからず、勢文明進歩の方向に從ひざるを得ず、然れども帝の猶ほ幼冲なるか故、其成人の後、果して如何ある方針を取るべきや、未だ今日より之を明言すると能ひざるあり、されど兎も角、皇帝の、萬民視聽の集まる所なるか故、其無限の權力を以てそれ

の能く其國力を増益し、國權を擴張し、以て其治世の光榮を輝やかすの敢て難きに非らざるなり、且つ夫れ帝の即位以來本部各省の勿論諸外藩に至る迄、孰れも平和に版して事なきが如しと雖も、又同時は魯西亞、英吉利、及佛蘭西諸國、皆眼を張て其境を覗ふが故、動もすれば禍機を生ずるの恐るきに非ず、看よ、日耳曼の如きの、昨今漸く其翼を東洋へ伸ばすの機を闕ひ、連りに鐵道布設の委員、工師を遣ひ、又商人を送りて、少しも猶豫を有し、所なし、抑も支那の全地球の九分の一の面積を有し、其人口の全地球の五分の一乃至三分の一は居るか故、此等の各強國は支那を以て奇貨居くべきの處となし、争て之に趨き、人は先づ利益を収めんとせざるなく、務めて材幹あり、經驗ある公使を派し、以て互に強國の運動處置に注意せしむるのみならず、時々支那帝國中の事

帝位の困難

端と本國に通報せしめ、縦ひ支那の船舶一砲銃を買ひんとせざるも、各國の争て之を賣らんと欲し、縦ひ支那の海陸軍の演習をなさざるも、強國の見物人の争て之を見んと欲して、群集し、又縦ひ某外國人にして、北京若くは開港場に到るとなきも、早く已に其爲す所を見届げんと欲して、奔走し、場合に依らば之を阻害せんと、互に相拮制するの景況なり、斯の如き競争猜疑の中央に立て、幼帝及其輔佐員は、支那の權利を主張し、平和を維持せんと、甚だ困難の事あり、獨り外交上の大智識及大熟練を要するのみならず、又紛擾を鎮定し、不法を威嚇するの權力あるを要するあり、然るに支那の甲鉄艦、巡邏艦の數は、甚だ僅少にして、之を率ふるの教師も、亦甚だ僅少なり、尤も幾に佛國との戦争に因りて、従來の船舶は、以て佛軍に敵するも足

らざるを覺り、大に軍制を改革し、兵器を改良したりと雖も、尙ほ未だ歐羅巴強國中の最劣國にたゞ敵するに足る程に規律なし、斯る規律なき兵と其數如何に多きも決して英領印度若くは魯西亞の兵に當るべからず、其數彌多ければ彌多く人を失ふに過ぎざるのみ、又砲臺ありと雖も、其構造甚だ粗漏あして、其位置甚だ宜しからず、假りに其構造堅牢にして、位置宜を得たりとするも、敵の襲ひ來るの時にあらざれば、其功を爲すと能はず、且つ夫れ支那の海岸より、毫も防禦なき處多き故に、少しく勇敢なる大將の下に、外兵の上陸すると極めて容易なり、加之未だ鐵道の敷設なく、且南北に通ずべき水路の便なき故に、容易に兵を運送すると能はず、故に縱に歐羅巴の如き規律ある兵を編制するに至るも、鐵道水路の便なき間、決して之を自由な集散運動

外戦に係
る準備を
し

せしむると能はざるなり、夫れ戦争の其の起るや常なく、常に不測の場合より生ずる者あるの故に、早晩支那人の期望せざる所より、戦争の始まるとわらんも、未だ知る可らず、而して其時よは、支那人の敗北するや必定なり、獨り其首都を守ると能はざるのみならず、帝を始め朝臣等相率て滿州地方に遁るゝと、宛も其先人の英佛同盟軍の爲めに驅られて、同地方へ遁れ去りたるか如くならざるを知らんや、海岸より侵襲を受くる時は、即ち右の如き結果を來たす、而して魯西亞の鐵道線路は、既ち支那疆界線へ接近すると、一百英里に及び、且黒龍江の邊に移住せる魯國民は、日々多と致すの景況あるの故に、若し一旦事あると、遂は魯兵は直に北より北京に攻め來ると、猶ほ忽必烈及現朝の大祖の如くならざるを知らんや、此

時、當て、帝及朝臣、楊子江の方、若くは内地へ遷れざるを
 得ず、而して是れ、只戦争と長からしむる而已、まして畢竟支那人
 の敗北となり、外國人の請求するが儘、従ふの外あるべからず、
 今五万は、歐軍を以て、支那の内地を横行し、之を蹂躪すると、寧に
 容易なり、若し果して、歐兵の今後、支那内地を横行する、か如き事
 あるに逢はば、曾て支那の英佛同盟軍と締結したる、如き都合
 は、き條約を再び結ぶと能はざるや、明かなり、曩に英佛同盟軍の
 支那を攻めて、勝利を得し時、佛國は楊子江の河線に沿ふて、地を
 割くの議を提出したり、と云ふ、今、后英なり、佛なり、支那と戦争す
 るの必要を感ずるに至らば、此兩國は、必ず同盟せしめて、單獨に
 支那を相手取り、己れの好む所、に従て、之を處分せんとするなら
 ん、豈に戒心せざるべけんや、

第十二章

支那皇帝は專制君主なり。政体は家長政体なり。自由なき。奴隸制度今尚
は存す。皇族及孔子並に功臣の家長の外は世襲貴族なし。儒家は有官者
たり。帝國の政府。内閣。參議院。北京。ガゼット。六大部。總理衙門。都
察院。諸院寺。六大部の章程。政體大分。地方政府。官吏は都て職
驗を以て撰拔す。試験法の缺典。李鴻章の地位は英國の首相に似たり。諸
外國公使は未だ合て皇帝及太后に謁見せしむる事なし。外國事務は多く地方
長官之を執行す。中央政府は孤立して近づく可からず。中央政府は裁判す
ると困難なり。

支那皇帝
は專制君
主なり

支那皇帝は何事に限らず其欲する所を得令むる所は行はれ殆
んど皆爲すを得ざるを、實に一個の專制君主なりと雖も其行
政の機關非常な錯雜にして其運動自由ならず其有様は家長政
治にして百事悉に任せざる者なきも高尙なる徳義の脈絡其根
底に存する在りて一進一退之れが影響を蒙りざるを去れど
君主若し聰明にして事理に通達する時は其爲さんと欲する所

の儘にして成らざるを其のあきらみ、又大に其臣民に恩恵を施すに、誠は容易なり、更には憲法の説は、専らで、政權を制限するをなし、其職も、凡そ事大小のなき、總て之を包含し、權力も、任慈も、又裁判も、皆其源を此に發する者なり、蓋し歐米諸國は、現令の政府を見れば、此に於て、其職を、此に發する者なり、蓋し歐米諸國は、現令の政府を見れば、以て組織せる内閣ありて、其各員は、其行政の主權を、主權とし、其職權義務共に限界ありて、多少國家の主長より獨立すれども、支那政府は、然らず、責任内閣の設けなく、只通常の事務は、若干の部局ありて、之を處理し、而して其部局の吏員は、一人として、自から事を創起し、若くは之を執行するの權力を有する者なし、又政治機關の何邊を見るも、投票公擧の痕跡、並に民政の元素、毫もあるなく、政府の人民の備人にあらざりて、専ら皇帝に隷屬し、其

家長政体

成立つは、唯皇帝の便宜の爲めのみ、故に皇帝は、政府部局一切の頭領にして、其主權の及ばざる所を、人民も、總て皇帝の治下に立ち、恰も家長政治時代の大家族の如く、皆皇帝の命令を遵奉せざるを得ず、而して此大家族中、ま在る者は、毫も自己の權利なく、又財産なく、其所持する物は、一切皇帝より賜はりたる物に外ならず、何時没取せらるるも、計るべからず、此の如く、されば、國土は、總て皇帝の采地にして、其意の向ふ所に従ひ、自在に之を處分するを得べし、然れども、人民租税の止納を怠らざれば、皇帝は、之れが權利に干渉せざるを常とし、人民の生命も、其財産も、多量に共に安固よして、危険なきを、其の常とし、其の常とし、其の常とし、支那其の中には、自由あるなく、隨て支那語中、自由を意味するの言語を、奴隸制度現に成立し居りて、法律を以て之を保護

自由なし

奴隸制度
今尚存す

皇族及功
臣の家長
の外は
世襲氏族
なし
儒生は官
者なり

す而して奴隸は其有様位置より主人と異れども人種一切の
外貌は毫も主人と異なる所なし又自由民の権利を保護するの
憲章一もこれをなす又皇帝の方より於ても良民の権利を破るべか
らざると云ふ公然たる承認あるをなし故に皇帝は無限の主權を
有する地主即ち天子にして純乎たる神權を以て人民は君臨す
る者なり貴族は孔子の後裔の族長功臣家の族長及皇族の外に
は一も世襲の者なく又封建諸侯なく故に古來支那に於て彼の英
國の諸侯がフレンチに英王に會合して之に權利を與ふを
を強請したるが如きは皆て是れあるなし儒生は有官者なり故
に此社會に入るは學問ありて三場公試を経るの外他に道を
と男子たる者は如何に微賤に生るゝとき公試を受くるを得べ
し而して此公試は試験官に於て受験人の姓名事情を知るを能

はざる様に執行するを以て其間に愛憎偏頗の行はるゝと殆ん
ど罕なり惟ふに此法は善く民主主義に適合する者なれども亦缺典
なき能はず而して其缺典たる多くは試験科目の人事のみ關
係も毫も理學に干渉せざるに因る元來支那には人民教育の制
度を乏し故知識を普及するの道なく人民は多し無智文盲にして
能く讀み書きする者は男子は百人の中一人女子は千人中一人
の割合に過ぎざるを以て輿論公議の政府を嚮導し或は之を支
持する者なし故に政府に於て處理する一切の事柄に就ては舉
て之を皇帝に放任し皇帝の處置にして若し誤るときは百事亦
隨て敗るゝの姿なり而して其處置は概するに小事には強健に
して大事には軟弱なり即ち習慣にて定まる事務は之を理する
と強健なれども先例もなく又法律に明文なき事柄に至ては之

帝國の政
府

内閣

参議院

を理するに頗る軟弱なり、
支那政府の一大部門は之を内閣とす、四人の本學士、三人の協辦
大學士及十人の參補官より成る此十六人中、半數は滿人にして
半數は漢人なり其職務は敕令及閣令等を受授し、廷白書を奉呈
し、毎日の政務を奏上し、其れに就きて裁定を奉受し、而して之を
主任の官衙に移して、陳寫し、且布告せしむるに在り、内閣議員は
亦他の部局に屬し、各自數多の職掌あり、又内閣は彼の二十五個
の印璽を保管す、此印璽は各々其形を異にし、又其用を同ふせず、
内閣の外に、参議院なる者あり、是れは一千七百三十三年の頃創設
せられたる者にて、名義上は於ては内閣の次に列するも、雖も蓋し
政府中最も威權の赫たる者となれり、参議院は若干の親王、若
干の大學士、六部の尙書、長官、及侍郎、次官より組織する者にして、

皇帝の特選する所に備る、其職掌は、敕令及敕裁を奉書し、軍國の
大事を決定し、以て君主を輔佐して、政務を規正するに在り、毎朝
五時六時の間、並に臨時必要の時に參集し、皇帝の親臨を得、若し
は皇帝の親臨ある者せしめて、諸般の事務を執行す、又参議院は、遺
級、大參官、吏、及叙任すべき候補者の名簿を保管し、京都並首都
全國中を散在する諸官衙の行爲を管督し、且皇帝に奏聞すべき
事項は、之を奏上するを任す、
内閣と参議院との區別は、明瞭は定まらざるに似たり、兩者共ほ
殆んど同數の漢滿人より成るが故、漢滿人の間に、幾分か競争
嫌疑の跡あり、爲めは皇帝を煩はすことを忌み、非されども、然れど
も互に隱謀を發し、朋黨を未發に破ると容易きもの、利益あれば、
以て其損を償ふに足るならんといふ、

内閣並に參議院が通常處理する所の事務は、其前に提出せられたる献言書に就き、其所見並に勸告を附箋に書き、之を皇帝に奏上せし、之れが可否の裁裁を仰ぐにあり、而して皇帝の其可否を朱書し、或は別に聖慮を記するとあり、北京ガゼットの發行に來れり、北京ガゼットは凡う八百年の昔日より日本發行し來れり、其報せらるる、政府の官報にして、毎刊皇帝内閣若くは參議院に呈上せられ、又は其執行せたる献言書論、布令等を掲載するの機關なり、此官報は支那全國到处に起れる事件を知るは、平反並に是れ知る者より、官許を得たる者は、此等の公書を謄寫印行し、又之を省署するを得るも、雖有之を評論し、若くは説明解釋するも、政府の禁する所なり、又政府の譯官あり、之を翻譯して各國の公使館

北京「ガゼット」

に附し、又其中一人は、北支那「ヘラウド」の爲めに之を翻譯し、同新聞紙は、其全文、又は一部を掲載して、一般の讀者に報告し、且つ毎年之を編輯して、別に數巻となし、廣く世界各國に發行するを例とし、此報告は、支那政府が其日を行ふ所の事柄を知らんが爲めには、必要缺くべからず、其多くは極めて無味厭ふべしと雖も、間亦有味有益の報道少なきはず、北京ガゼットの發行に來れり、政府は、其公にすべき事柄を取捨するの權固より之れありと雖も、されば、とて實際に於ては、官廳の失策を諷刺し、又は官吏の過誤を抹殺することなきが如く、却て罪科、艱難、飢饉、及災害の如き之を自由に暴露し、毫も憚むとなきは、恰も文明國の新聞紙の如し、凡う政府の與り知る所の事柄、其何たるを問はず、總て之を公表の前に呈して、避くる所なきに似たり、而して又遺徳家の贈

總理衙門

接するをせしめ、併せて自他帝の關門の進斷せしむるに故、支那政府日常の應辨如何か殆ど秘密に属し、局外者は之を理會するを難む。然るに、此の衙門は、全權を掌るる外、各國の領事官の職務に支總理衙門と稱する一部あり、是れ即ち外國に關する事務を理するの部局にして、彼の英佛聯合軍の北京を陥れたる後、幾くも早く設置せられたる者に係り、其目的は只外國使臣を接待し、且つ其陳述を聴くに止る。該衙門は一人の滿洲親王、四人乃至六人の大臣より成る、而して此大臣は、他の諸部の官を兼ねるを以、此衙門の掌る所は、只外國公使の言はんところを聽き、之を皇帝に奏上し、或は他の諸官廳に報告するに止まり、何事に就ても自から斷行するを能はず、之を聽くは、外國人の間より起つたる事件を、政府に表進せんが爲めに、禁城の境界に設置せられたる前

諸院寺

籍の如し、其親王及大臣は、外國公使に接する、極めて感應にして應對する毎は、美味佳茶を備へて、鄭重に之を宴應するを以、現に昨多余の北京に滯留中の如きは、外國公使數人相共に、總理衙門の官員を公使館に招待し、洋式を以て宴應するの利を謀り居り、而して其諸大臣は之に應ずべきも、到底親王は來るまじとの事を以、其諸大臣は、其の事務を掌るるに、一八七〇年、天津の條約に依り、右の外政府の寮局にて、重大なる者數多あり、即ち理藩院は、内外諸蒙古、回部の政を掌る、都察院は、官常を察覈し、綱紀を整正するを掌る、通政使司は、天下の章奏を達するを掌る、大理寺は、罪辭を平反するを掌り、以つて刑罰を貳く、翰林院は、國史、圖書、文章、撰述、編輯の事を掌る、此等の外、更に小局若くは、其中重なる大。密寺は、痘腫廟社を典守し、歲時を以て其祭祀を序するを掌る。

六部の章

戸部の職

鴻臚寺。禮部。會典。祭禮。燕饗の儀を掌る。太僕寺。は南製の牧場の賞罰を辨明するを掌る。光祿寺。は天府の膳羞及燕饗需用の爲め其物品を辨明するを掌る。國子監。は成均の法を掌り。國子及俊選の法を掌る。夫。監。は滿。候。推。歩。の。法。を。掌。り。天。象。を。占。ひ。以。て。大。時。を。授。け。以。て。其。開。る。所。の。職。務。の。概。略。を。示。す。に。是。れ。り。と。雖。も。余。は。更。に。支。那。政。府。の。組織を明かにし、且。其。錯。雜。なる。摸。様。を。知。ら。し。め。ん。か。た。め。左。に。之。を。陳。述。す。べし。戸。部。は。其。直。を。調。査。し。田。賦。を。丈。量。し。租。税。を。賦。課。徵。集。し。月。俸。給。與。を。支。出。し。水。陸。運。輸。の。規。則。を。定。め。各。省。の。造。幣。寮。を。管。督。し。軍。籍。を。調。製。し。滿。洲。女。兒。の。番。室。に。官。仕。す。者。の。名。簿。を。準。備。し。各。地。の。經。緯。度。を。決。定。し。財。産。に。係。る。訴。訟。を。審。理。す。予。に。其。職。掌。此。の。如。く。多。多。なる。を。以。て。之。を。示。分。せ。地。十。四。以。並。の。周。際。と。爲。す。其。他。全。國。

諸部に派遣せる収税吏を管督するの任あり、而して其徵集する所の稅物は、金銀、穀物、絹陶器、及自餘の製造品を以て、漏失ヲ要するを頗る多し、又本部の一局は、政府の三庫を保管す、其三は、金屬庫、其三は、絹及染料庫、其三は、支房具庫、是れを以て、其本部は、金銀の収支を掌るが故、諸般の公務上の影響を及ぼす甚大が故、殊に經常外の支出を要すとき、新事業に關しては、最も然り也、凡そ金銀を取扱ふ所の者は、其一人九浴と、會社たるに論なく、總て保守的なるは、これ自然の情勢なるが、本部の若きも亦此傾向あり、而して都察院を除くの外、自餘の諸部は、比して、其權力更に大なり、去れども本部に於ては、未だ昔工人口を精査せず、未だ昔田園宅地を細測せず、又其他政府の出入に影響する事物をも、未だ詳檢せずと言はざるを得ず、其今日事を

禮部は、禮典、儀式、及之に關する規律、法令上、一切の事を掌り、位階の前後、區別を決定し、宗教上の位格、信仰を維持し、禮應を執行し、宮内の禮式を議定し、又衣服の裁法、色、織質、飾及官服の記章より、從者の員數、揖讓の度數、貴顯及貴族相互に關する禮節を一定し、又公用文の式を定め、及ひ科擧に係る試験を掌り、及第者の員數、特權、區別を定め、又官立諸學校、建白の事に與る、又神祇を拜じ、及帝王聖賢の靈を祭るの禮法を管す、又貢物及納貢者に注意し、且つ外國に派遣せられたる使節を管督す、又禮應及犧牲に用ゆべき飲食を供給し、音樂の原義を講究し、歌曲を撰定し、樂器の形及其員數を定むるを掌る、
兵部は、支那帝國海陸軍の事務を總管し、兼て公私の郵便運送をも統理す、然れども支那今日の郵便制度たる彼の税關長が其自

己の事務の爲め、並に外國人の便利の爲め、管理する部分を外にしては、實に不完全にして、其功力微々たり、

本部は、分て四局と爲し、其掌る所は、黜陟、總務、管軍、賞罰、軍馬に關する事、及び士官の候補者を撰ひ、官名簿を設け、軍需を給する事とす、然れども近衛隊、並に旅兵は、本部之を管理せずして、皇帝の任命せる都督大將軍之を指揮す、此都督大將軍は、漢滿兩種の各旅兵に一人を設く、去れども總て陸軍は、亦其隸屬する諸省巡撫の指麾に屬するとも、之を記應せざるべからず、又支那海軍ハ、前章にも記載したる如く、第七親王、李總督、及曾侯に命じて、水師部の設立に至りしまでは、兵部之を管轄せしと、猶ほ陸軍のごとく、其權力甚微弱なりしなり、是に由て之を察すれば、支那軍備の組織は頗る不完全にして、能く國家防禦の用に堪へざるを、一目瞭

然たり、殊に其缺典とする所は、責任長官なきと、兵學を修めたる好士官に乏じきと是なり、加ふるに工兵の設けなく、砲兵士官もなく、砲兵其練習を缺き、軍需將官もなく、糧餉運搬の道整はず、又軍醫總官もなく、軍醫局もあるとなじ、聞く嘗て米國の陸軍に従事したる、少壯の軍醫某は、今より數ヶ月前北京に赴き、支那の陸軍に軍醫局を設置せんを建言せしかども、只其言の聽かれざりしのみならず、左の如き奇怪の二話を聞きたりといふ、曰く、支那は人口夥多なるを以て、疾病、或は負傷の爲めに用を爲さざる羸兵を治療すべき、軍醫局を設くるよりも寧ろ新兵を募りて、其缺を補充するの廉なるに若かさる故、兵部は斯る事には毫も意を用ゐると云ふこと、

刑部の職
字

刑部は、全國中刑罰の事を管轄し、民事並に刑事の裁判を爲す、都

工部の職
字

察院及大理寺と共に、三法院と稱す、三法院俱に重罪を審判するを掌る、而して此三法院は、他の六法衙の判官と合して、控訴院を組織す、控訴院は、地方判官の判決を、皇帝の親裁に移すに先立ち、之を再審するを職とし、蓋し人命は皇帝の明許、若くは默許あるに非らざれば、之を奪ふを能はず、又本部には刑法の布告並に其改正増減を監査するの官吏、監獄及典獄を管治するの官吏、罪人よ課したる罰金を管理するの官吏、及本部全体の收支を記録せるの官吏も、亦之れあり、

工部は、支那帝國中、一切の公共作事を掌り、兼て之に要する費用をも辨理す、即ち諸都府の墻壁、宮殿、公館、城寨を建築し、皇帝の巡幸の時、用ゐる天幕、船材、陶器、玻璃器を供給し、又捕物法院を開き、軍事上の諸器械製造に注意し、武庫、兵廠を管督し、度量衡を規

制し、眞珠の價値を評定し、死刑狀を發し、運河を營繕開掘し、河道堤防を管理し、橋梁軍船を築造し、道路を修築し、過橋錢を徵集し、氷を保存し、書架を造作し、税捐を保管し、御陵帳幕、宮殿廟社を管理し、又官費にて埋葬を營むが如き、貴顯功臣の爲めに、石碑墓表を建設するが如き、是れなり、

本部の二尙書(長官)ハ、火藥製造を掌り、而して左右侍郎次官は、造幣の事を管す、抑も本部即ち工部は、其干涉する所の職掌、實に夥多にして、官吏の數も亦夥多なるを以て、其組織管治宜を得ば、國家に裨益すると、寧て言ふ可からざる者あらん、然れども余を以て之を觀るに、本部管する所の事業中、殆んど各省の首府及要港に設置する、兵廠の工業を除きては、處置の善く、經濟法に適したる者、絶へて之れなきが如しと言はざるを得ず、此等の兵廠は、皆

理藩院の職掌

歐米の規模に倣ひ、外國の器械を設置し、老練の外國人之を管理せり、但し其工事の過半ハ、支那の工夫の營む所にして、此工夫は皆外國工師の傳習を受けたる者なり、
支那帝國中の堡壘、運河、堤防、道路より、其他諸般の建築は、余の觀る所を以て之を評すれば、其構造粗惡にして、營繕も亦行届かざり、一見して其組織の不良なると、管督及責任の、之れなきを露呈せり、
理藩院は、蒙古、伊犁、及土耳其斯丹の住族、並に漂民を統治し、民事、兵事、及宗教に係る一切の事務を處理し、又貢租を徵集し、貨與給料を支出し、治安を保持するを以て職掌とし、其治權の及ぶ所甚た廣大なり、殊に近時に至りては、喇嘛、可汗、等を威服し、其土民に風化を及ぼしたるの治蹟あり、

都察院は蓋し政府中最も權力を有する所の官衙とす。左都御史二人、左副都御史四人より成る。其他諸殿の宰官、副宰官、並に總河（官名）の孰れも左副都御史の職を兼帯せざるはなま故に概して之を言へば、苟くも支那官吏二三人も集合する時は、其中の二人は必らず都察院に關係を有せざるをなくして、他の所爲の大小となく、悉く之を本院に通報すると云ふ。又六部には孰れも左都御史の官若干名を置き、總て其所爲を監査し、諸殿の記録公書を受領分配せしむ。凡し左都御史たる者は、各官廳に就きて、其職務及記録に係る一切の書類を點檢し、上は皇帝陛下より、下百僚に至るまで、凡し公務に従ふ者をは皆之を檢察するの特權を有せり。故に支那の歴史を開けば、此特權を皇帝の行爲に及ぼしたるの例、數多あるを見るなり。然れども、皇帝は無限の權を有するを

以て隨意に左都御史を貶黜するを得べし。故に方正剛直の都御史に非ざるよりは、皇帝の行爲は勿論、貴顯大臣の行爲をも、皆つて批評する者なしと、世人の思惟するも、亦其理なきにあらずなり。都察院は、其組織及其權力俱に廣大にして、現に帝位に次ぐの位置を有するを以て、威權内外に振ひ、往々最上の主權を持つるとあり、而して其職掌の然らしむる所に、百事保守の極端に傾向し、殊に親近に至りては、進歩改良を遮斷したると一にして足らず、是れ蓋し事の何たるを問はず、先例の倣ふべき者なく、若くは法律の據るべき者なき場合に於ては、特に皇帝に上疏するの特權を有すればなり。以上に掲載する所より之を看るに、支那政府たる、其首領には專

三百十一
権の一君主を戴くと雖も帝國版圖の巨大なるを其處理すべき事務の多端なるに因り其權力も責任も共に一所に歸せずして諸部議院の間に分るゝの甚たじき往々其部院を置きたるの趣旨は轉るに至るとあり或は之を稱して部院政府と云ふも可ならん歟其機關の廣大にして錯綜茫然なるは外國に在りては一日も存立すると能はざるべし探偵警察は各處に行はれ隱密不正は保守と臆病に伴はるゝと諸官廳を通じて一般の規則なるか如し此種の慮なきは北京がセクトの紙上に於て充分之を徵すべし之を要するに改革進歩と稱すべき分子は只條約港沿海諸省在勤少數の官吏と李鴻章と兩曾公曾紀澤曾國荃及劉銘傳の如き大政事家の心裡に存在するのみにして其他には未だ其萌芽だも發生せざるに似たり

地方政府

支那十九省の政府は其全体に於ては宛から中央政府に似たり凡そ皇子及皇族は諸省内に於て文官に任ずるを得ず又支那人は何人に論なく己れ生産の省内に於て文吏たるを得ず婚姻するを得ず土地を所有するを得ず又其兄弟子息若くは近族も其部下に立ち或は其れと共に同省に於て官職を奉ずるを得ざるを法とす各省の太守巡撫は此制限内に於て皇帝の任命する所にして其任期は三四年を越へずと雖も是れ名義上のみにして實は此期限に外つるゝと屢々なり其の此の如きに至るゝ或は該省の北京を距つるの遠きか或は中央政府の無情なるか或は國內諸港と通信の困難なるか爲めに因ると一に於て足らずと雖も亦重大の理由ありて然らむる者あるなり而して斯くの如く巡撫の任期延びて限りなきに至れば其權威の盛なる其

省内に於ては殆んど無限にして、住民の上に非常の力あると、恰も皇帝の權力が、帝國内に於けるが如くなり、斯る場合に於ても、巡撫の稱號ハ、名義上他省の巡撫を異なるとなむと雖も、外國人は通常之を稱して、總督と云ふと習慣をなれり、（譯者註）巡撫の職掌は、其管轄地内に於て文武の事務を處辨するに在り、（譯者註）と雖も、其政治は皇帝と同じく、成典先例に據り、若くは皇帝の特諭に従ふべき者と假定せらる、（譯者註）省政の掌る職務數項あり、其重要なる者は、土地、財政、及司法を、然れども、其政府の組織並に施政の細目に至りたは、各省其趣きを異にするを甚大なり、巡撫の下に、會計官、刑事判官、學政、案察使、縣令、州宰ありて、之を補翼し、又事休の必要なる場合に在りては、提督、將軍、及其他文武の高官吏を置くをあり、總て此等の官吏の

巡撫の職

階級班列は、嚴格明瞭に之を區別し、而して文官は常に相等武官の上に位する者とす、（譯者註）巡撫は、危急切迫の場合に於ては、人の性命を與奪するの權あり、又其他假りに官職の職位を補充し、軍隊を指揮し、省内の安寧を維持するに、必要と思惟する法令を布き、又は處置を施すを得るなり、又部下の高官吏若干を以て、評議官、即ち官房を組織し、隨意に事を諮問す、而して其施す所の政事に就ては、左都御史たる者は、其誰たるを問はず、之を中央政府に報道し、若しは彈劾するの權あるを以て、巡撫の官は、満足し通過すると、頗る難し、皆省内各官廳には、夥多の屬官あるが故に、庶民の抑壓強奪せらるゝと往々之れあるを免れずといふ、（譯者註）凡う支那の官吏は、公の試験に由り、其學力を測りて、之を撰拔す

官吏は總

て試験に
由りて撰
拔す

るを法とし、此試験は學政之を執行す、學政の官は皇帝の敕任す
る所にして、巡撫の次に位す、學政の外督學あり、常に大都府に住
し、多少諸學校並に之に出入する學生の學業を監督し、試験の時
は學政を助けて之を執行す、學政は毎年一回省内を巡廻し、大都
府に於て各科の試験を行ふ、之を歲試と稱し、學生の誰れにても
之に出席するを得、及第したる者は鄉試を受くるを許され、又之
よ及第するときは、北京に登りて會試に出るを得、會試は三年に
一度之を行ふ、北京に登りて會試を受くる者は、多くは中年の士
人なり、而して縱ひ一度落第するも、再試験を受くるを得るか故
往々老人の屋場之列するを見ることあり、偕此等の試験は、前
も記したるが如く、筆記試験にして、他人の縱覽を許さず、試験の
問題は學生の場内に入りたる後之を受け、書籍を參考し、友人よ

試験法の
缺典

詰問するが如きは嚴禁たり、試験紙は、之を封して番號を附し、
充分に點檢を経たるまでは、筆者の誰たるを知らざらしむ、其他
各種の詐稱を防ぎ、公平を得せしめんが爲め、豫備至らざる所を
しと雖も、而も資格なき者を及第せしむるの弊害、往々これなき
能はずといふ、
支那の最高學位ハ、字面上より翻譯するときは、單に仕官適任の
意にして、米歐諸國に於けるが如く、法律博士にあらざり、奇と云ふ
べし、
此試法に於ては、學生の品行は措て之を問はず、只支那の古文を
試むるのみ、又泰西の文學及理學の如きは、毫も點檢せざるが故
長し、此試法にして、公平に行はるゝとも、泰西諸國の標準に照
らして之を觀るときは、決して満足の結果を得せしむると能は

三百十六
ざるなり、されは支那の文官は、此の如き外觀の良試法あるに拘
はらず、世界中最も不良なりと云ふも可なり、然れども公正材幹
及堪能は、其文官中に、全く其形跡を看ずと云ふにはあらず、如何
にも斯くあるべき事なり、蓋し從來、各國政府の工夫したる試験
法に於ては、百官有司をして、悉く善長ならしむる能はずと雖も、
左りとて之をして、亦悉く不良ならしむるを能はざればなり、然
らば、則ち支那の此試法は、現今に於ても、今後數年間に於ても、先
づ最上の法制にして、他法を以て之に代ゆるも、此上に出づると
は、あるまじきと、余は竊に信せん、とす、若し、西の理學並に技
藝に於て、漸く支那に輸入せられ、支那の古文と共に、考場に試み
られ、且つ年々、支那古文の範圍を狭くし、又併せて、榮譽品行
の如何を、試験科目に加ふるに至らば、則ち支那文官の性質は、益

李鴻章の
地位は英
國の首相
の地位に
似たり

に著し、改良せらるるに至るが、勿論、只此に止むらば、官吏の
詐偽汚行を、今日よりも更に嚴しく懲戒するの一法を設け、其發
覺するや、直に惡徒を驅除するに至らば、尙ほ一層進歩するに至
るべし、
太后攝政の時、殊に太平叛亂の鎮定後は、外國人の支那政府に呈
出じ、若くは其支那に來りたるより發生せる新奇困難の事件に
は、殆んど皆李鴻章氏の干與する、一種の常慣となれり、李氏は
文華殿大學士として、其地位恰も英國の大宰相が、又ハ獨國皇帝
の首相ビスマルク公の地位に似たる者あり、然れども、其常住の
地は北京にあらず、又之に赴くと稀にして、其れより八十英里を
距つる、天津の條約港に住じて、總督の職任を帯び、而して外國使
臣の支那に來り、北京政府に就かんとする者をも、先づ此よ之を

外國公使
は未だ嘗
て今帝及
太后に謁
見せしこ
となし
外國事務
は多く地
方長官之

引見訪問するを常とす然れども氏は概して外國使臣の齎したる國書は之を披見するとなし是れ皇帝に奉呈する者なれば臣下たる者は其位階如何に高く其地位如何に貴きも勿論之を受くべからざればなり茲に一奇事あり何そや今は今上皇帝及太后は未だ嘗て外國公使に謁見を賜はざるを以て在北京諸外國公使の有する國書は徒らに各公使館の堅函中に封鎖せらるゝとならんと世人に思惟せらるゝの一事なり現に我米國公使の如きも自己の齎らむたる國書のみならず近時の前役の齎らしたる分も尙之を保存すと云ふ支那政府の外國事務は從來多く諸省の巡撫若くは特派委員之處辦に來りたり而して今後と雖も砲銃器械の買入に際して

を執行す

中央政府
は孤立ま
て近づく
可からず

は此方法實際に行はるべし電信機の如きは特に雇入れたる外國人支那欽差の監督を受けて建設せられたり又軍艦は是れまで沿海諸省の巡撫之を購入装置し來りたれども斯る事務は總て程なく水師部の管轄に歸するとならん水師部は前にも記したる如く其事務の細目へ今后尙ほ季總督並に氏の使用する外國人の處辨を受くべきと必然なり以上記載せる所より觀察すれば支那政府は其組織漠然として明知す可からず又超然として近づく可からず外國人は殆んど之れに觸れ之れを動かすと能はず而して夫の都察院の爲め若くは六部及參議院を組織する固陋家の爲めに守舊僻見の影響を蒙るの特に甚たしきと明白なり蓋し是れ政府官吏の多數は老朽にして臆病なるを以て若し其何たるに論なく苟も改革を

中央政府
と談判す
ると困難
なり

勝入するときは、其自己の位地を危ふせんとを恐るゝが故なり、
單に貿易上の事柄に就ては、外國人毫も困難を感ずるとなし、何
となれば、其買賣は總て支那の仲買商に由りて之を爲し、直接に
取引人に面會する場合稀なればなり、然れども何事にまれば、若
し政府と談判を開く時は、自身之に當らざるを得ず、而して政府
の委員として、談判を爲す官吏は、其地位高しと雖も、專斷の權を
有すると少なく、只徒ら虚禮を修飾し、容易に人に面接せず、人
あり之れと相見んとを欲するも、其人若し高等の外交官あるか
又は高等の武官なるか、將た公使領事の紹介狀を有する者にあ
らずんば、決して面會するとなじ、故に斯る官位を負ふか、或は斯
る紹介狀を所持するよ非らずんば、其用事の如何程大切なるも
如何程切迫するとも、自家に在りて之を訪はざるに若かず、

第十三章

支那を以て公業を起すべき新地となし天下の耳目翕然として之に向ふ○支
那の財政法○海關稅○係る統計の外他に統計あるなし○農夫租稅を徵集す
○此法の起原○國稅の根源○地租○鹽の專賣權○厘金即ち過關稅○雜稅○
海關稅○輸入總額○支那及英領印度兩國の租稅比較○計簿一様ならず○支
那政府の歳出は確知すべからず○其は近き計簿○公債○支那政府外債を起
すを憚る○支那政府の信任を以てすれば一億兩の公債を募集するも可なり
○支那人は金を其政府に貸すを悦ぶ○人民の私産に係る統計なし○其
保証法にして宜し適は、一億兩を募集するを得べし○信任を殺達するの
計を運らすの必要

支那を以
て公業を
起すべき
新地とな
し天下の
耳目翕然
として之
に向ふ

天下の耳目翕然として支那に向ひ、支那を以て、鐵道を布き、鑛坑
を開き、鑛爐を建て、延板機械を据へ、及び製造場を設くるの一新
地と看做じ、而して支那の無限なる勞力を利用せんとする、其点
より觀察する時、今此に支那政府の財政法及び其歳入出に就
き、聊か陳述する所あるは亦大切の事と云ふべし、

左に之を記載せんとするに當り讀者の注意を要するとあり、
は他なし支那には海關稅に係る統計の外外國人の所謂統計な
る者一もあるなし或は之れあるも知るべからざれども當局外
の者は之を得るに由なき事又總て租稅は國稅なり省稅なり若
くは府稅たるに拘はらず皆中央政府の命令又は認可を得て之
を賦課徵集し及び支出する事即ち是れなり、

左に論ずる所を専ら國稅の事にして自餘の租稅に就ては別段
陳述するを努めざるべし蓋し海關稅の外一切の租稅は各省に
於て之を徵集し其中より百般の省費を支辨し殘額を國庫に
送致す否を國庫に送致せざる可からざる部分を國庫に送致し
其殘額を留めて省費に充つる者なり、
總て支那官吏の俸給は甚た小額にして多くは仕途に要する費

海關稅
關する統
計の外他
に統計さ
し

用を償ふに足らざるを常とを故より凡う官吏たる者ハ貴賤
拘はらず其取扱ふ所の金錢の幾分を私して之を己れの用に供
すると一般の習慣となり而して實際上租稅を徵集する人は
農夫日本の里正の類歟にして此農夫は北京の戸部より要求せ
らる、租額を納めざる可からずと雖も其代り徵集したる稅額
要求高に超ゆるときは其超過額ハ之を己れの有と爲すとは習
慣上に於て默許する所なり此習慣は往時歐羅巴にも行はれし
者にして亞細亞諸國に於ては殆んど皆行はざるハなかりき或
は今日尙行はる、者あり支那に於て此事の習慣となりたるは
是れ收稅者をして最少の額を納むるの責任を荷はしめ而して
收稅額若し不足するときは其不足額を收稅者より辨償せざる
を得ざらしめたるに起源したる者にして彼の北京「ガゼット」の

農夫租稅
を徵集す

此法の起
原

紙上には爲めに收税上に關して、中央政府の官吏と、地方政府の官吏との間に、争論の絶ゆるをなきと、又都察院が收税者、及消費者に對して、屢々不滿を訴ふるの證據、枚舉に遑あらずとす、支那の事を記載する諸書、殊に「中國」と稱する書中には、此法制を其起源に就て、陳述する所餘蓋なしと雖も、其計算皆信憑すべき者にあらず、支那の租税に係る、最も實とすべき記事は、余の知る所を以てすれば、皆て支那、マール新聞紙上に現はれ、而して一千八百八十五年香港に於て雜誌の体裁にて再刊せられたる、二編の記事に在りとす、今左に掲ぐる所は、多くは右の記事より採萃せる者なり、國税の源は左の如し、曰く、(第二)地租、(第三)鹽の專賣税、(第三)關稅即ち厘金税、(第四)雜收入、(第五)海關稅是れなり、

國税の源

地租

○地租 支那に於ては、自餘東洋諸國に於る如く、地租は重なる税源の一なり、之を徵集するは、地方官にして、地方官廳には一の臺帳を備へ置き、之れに地主の姓名、地主の賣買讓與及各地面に課せる租額を記載するものとす、然れども實際上に於ては、此記載を怠るを以て、或る地方にては、賦金の額並に課税すべき人名に關して、大混雜を惹起すると一方ならずと云ふ、此事は兎もあれ、此税源より生ずる所の租額は、晚近に至りて大に減少したり、斯く其減少したるは、種々の原因あり、大平の叛亂並に回々教の叛亂より、田園の荒蕪せるも、其一因をらん、又洪水飢饉の如も、其因を爲すをらん、と云へど、乾隆時代の租額に比すれば、今日の額は、其三分の一に過ぎざるは、確實なり、

地租徴集の實務は、地保及年寄とも稱すべき賤人の爲す所にして、彼の印度の地頭の如き、中等社會一もあるを、支那精神録に記する所に據れば、全國諸省の地租額は、賦銀三千二百八十四萬五千四百七十四元、(一)元は米國一弗三十三仙程なり)米納四百三十五萬六千三百八十二斛にして、通計四千萬元(一)許とす、然れども此賦額は、現世紀の始めに定めたるものにして、大に實際の徴集高に超ゆるなり、近頃に至り、叛亂、飢饉、洪水、及其他諸原因より、艱難を受けたる諸省に於て定めたる賦額の報道よ據れば、近年賦銀の徴集高は、平均毎年二千萬元(一)に越へずといふ、此計算は大に信憑すべき者あり、(一)の(一)は米なり)地租の中、實物にて徴集する者は、第一五穀(此内多分ハ米なり)にして、是れは年々北京に輸送す、(第二)米、豈、稿等にして、是れハ各省

駐在軍の糧食に供す、第一種の地租は、元來只八省、即ち黄河以南及び揚子江の下流に沿ひたる八省にのみ課せし者なれども、右八省の中、四省は太平叛亂以來、穀納に代ふるに、金納を以てするを許るされたり、抑も一千八百十三年に於ては、此第一種税の全額は、三百萬斛にして、其れより數年後に至りては、四百萬斛に上れりといふ、然るに方今の計算に據れば、其額は、毎日金納を許るされたる分をも合せて、僅に一百九十萬斛にして、之を銀高に改算すれば、二百八十萬元(一)と爲るべし、又第三種税現在の納額は、大抵三百萬斛にして、此銀代四百五十萬元(一)とす、故に現物税の總額は、七百五十萬元(一)なり、或は稱す、實際人民より徴集する高は、此額を越ゆると甚大なりと、其は免も角も、若し地面の盛帳を、政府の定めたる適當の制規に隨て調整し、且つ計算及

鹽の専賣

徵集の方法を確立したらんには、此稅源より得らるべき歳入額は、今日より甚たしく増加すべきや必然なり、帝國十九省臺灣を含むの面積は、大抵一百三十萬平方英里にして、其中大原内、若くは其近傍九省は、五十萬平方英里許りを占め、而して其大半の地味豊饒なり、倍全面積の一半を棄却し、殘餘即ち六十五萬平方英里四億一千六百萬エーカーに等しを以て、耕地と看做し、而して二エーカーに付き毎年僅に二ダラーの四分一に當る租稅を拂ふ者とする時、支那政府は此稅源のみより、毎年一億四百萬ドルの歳入を得べき割合にして、現額三千七百五十萬に比すれば、大なる差異なりとす。

①鹽の専賣權は、常に帝國歳入の一大部を

爲せり、蓋し鹽を分配し、且鹽稅を徵集せんか爲めに、全國を分つて七道となし、其境界を正し、尋常の事情を在りては、甲道に産したる鹽を、乙道に運輸し、若くは販賣するを許さず、而して之れが管理は、各道殆んと同様なり、鹽は海濱の鹹水及鹹湖の水より之を製し、其産額には制限を置かず、雖も、政府の法令に由りて、其製鹽は一定の價にて、皆之を政府の管理者に賣渡さざるを得ず、此管理は、製鹽所の近傍に其局を設置して、事務を處辦す、鹽の販賣及分配は、各道の鹽運司より免許を受けたる鹽商人之を執行する者とす、其法たる毎年各道に於て需用する鹽の多寡を概算し、其額に相當するに足るべき免許監札を發行し、毎年之を使用する者とし、監札一枚に付き其所有者をして、一時に三千七百六十斛の鹽を購買するを得せしむ、而して此監札は、永久使

用じ且つ子孫に傳讓すべきが故繁昌の地方に於ては、二萬テ
 ン乃至一萬三千テールの價額あり、倍鹽商は定價に従て鹽價を
 拂ふときは、之を該道中何の地に運輸するも其隨意たり、然れど
 も一旦其市場を撰定したる上は、自己所有の鹽をば、爲めに各大
 都に設置せる倉庫に預け己れの姓名を其倉帳に記入せざるを
 得ず而して其鹽を賣るは倉入りの順序を道が、且政府一定の價
 格に據るものなり、故に申請人が乙商人より甲層多く利を得る
 は、只市場を擇ぶの一点に在りて存するのみ、
 政府は、原め鹽を卸賣する時に若干の利益を收め又鹽商は待
 き一定の税を取るなり、而して此税は、鹽を賣る時は徵集する者
 にして、是れ亦厘金と稱せらる商賣の景氣活潑にして、一年に一
 回監札を用ゐるを得る時は、鹽商人の收むる利益は、三割乃至三

厘金即ち
 過關稅

割五分の間は在り、小賣商人の課税せられず、鹽、小賣商人の手に
 達したる後は、其販賣土自由にして毫も制限せらるることなし、却
 説政府が據の卸賣に収むる利益と、之に課せる賦税との高は、毎
 年六十八萬テールなり、然れども此鹽税の若きも、彼の地租に於
 けると同じく、若し其管理法と計算法とを、一層整頓したらんは
 は、大に歳入額を増加するの餘地ある者とす、精細なる觀察家の
 言に據れば、支那政府、若し右の二法を整頓すれば、敢て消費者に
 取つて操價を増すをなくして、之れより二千萬テールの歳入を
 得るなるべし、即ち妙くとも、現歳入額據のを二倍するを得べ
 しと、
 ◎厘金税
 厘金とは、内國に於て貨物運輸に課する所の一種の税なり、外國

人は往々之を不法の賦税と思考すると雖も、是れ原來皇帝の敕諭にて制定せられたる者にて支那に於ては之を最も正當の制法と爲すが故、此厘金税は外國人に取りて、縦ひ如何程不便なりとも、決して不法の者とは云ひ難し、往年英支兩國の結ひたる南京條約に由りて、都て外國品は一旦内地に入る時は、其英人の手に在ると、支那人の手に在るとに拘はらず、該條約に於て許したる者の外、決して内地税を賦課する能はずと決定せられたれども、其後天津條約の爲めに、右の明條は自から變化し、而して爾來此件に就き、内外國の間に種々の議論ありたれども、支那人は今日に至るまで依然此税を徵集し來れり、（註） 一千八百五十二年頃、始めて外國人の知る所をせりたる新税法に於て、太平叛亂の末

日に於て、之を施行するとなれり、蓋し當時支那政府は、國庫空乏に屬し、各種の徵税法を依らざるを得ざりしが故を以、此税は、各地に運送する百廠の貨物に課する者にして、商路々々に内地税關を構へ、之を徵集するなり、外國人は通常此税關を稱して措錢所といふ、（註） 厘金税徵集に關する細事、及沿道税關の名稱の如きは、其收税の多寡、及貨物往來の繁閑に從て、諸省の地方官之を經理す、各税關に於て徵集する税額は、敢て大ならずと雖も、物品を遠隔の地に運送するに當りては、其賦課せらるゝ所の税額、不容易の額と爲り、爲めに商勢を抑壓すると甚大なり、而して勿論計算上に、嚴密の取締り法なきを以て、其國庫に入る者は、徵集額中の一小部分のみなりとは、殆く世人の信する所なり、去れど幸にして此税源

より、國庫に達する金額に就き、全く証據なきにあらず、其細目の如きは、今此に掲ぐるの必要なきを以て之を措き、戶部の報告に據れば、全國十九省より徵集する者は、二千七百萬テール乃至二千八百萬テールなりとす、（註） 厘金税は、鹽、鴉片、及雜貨の三項に就き、賦課計算する者にして、今前に掲けたる税額は、即ち此三税源より徵集せる者に属す、然れども鹽の專賣權より生ずる歳入中には、鹽に課する厘金税も含まるる者にして、而して此歳入全額の殆んど三分の一は、鹽の卸賣より生ずる利益に属し、残り三分の二強、即ち殆んど七百萬テールは、厘金税より得る所なり、（註） 外國輸入鴉片に課する厘金税は、大凡ち二百萬テールにして、生に掲けたる厘金税總額中に含有するなり、然れども此厘金税額

も亦海關稅中之之を算入せり、故に厘金の實額を見出さんとせば、鹽の厘金税七百萬テールと、鴉片の厘金税二百萬テールを合したる者を、戶部の報告に係る厘金税總額一千七百萬テール、若くは二千八百萬テールの内より引去らざるべからず、而して此殘額九百萬テール乃至一千萬テールは、即ち雜貨に課したる厘金税となるなり、

○雜種稅

雜種稅は、(一)地面、家屋、賣買價格に就き、三分の割合を以て徵集する者、(二)揚子江邊の藪澤にて、耕耘に適せざるも、薪及屋上の葺物に供すべき葦蘆類を、澤山に産する地に課する者、(三)鑛坑に課する者、但し鑛坑は其數甚た少なし、(四)消費地に於て商品に課する者、若くは生産地に於て、産物に課する者にして、或る地方に於て

雜種稅

海關稅

は、茶並に絹をも含有す(五)仲買人商人及賣商は均徴集する免許料及(六)爵位の賣渡に課する者是れなり此等の諸税ハ其賦課法徴集法及計算法に於て宜敷適する時は一大金額を成し恐らくは今日の十倍にも至るべし今日此等の税源より實收する額は僅に一百五十萬テールに過ぎずと云ふ但し是れ只臆測に止まればなり

○海關稅

外國人の支那に來りて近代風の商業を爲したる其以前に於ては諸要港に設置せる海關及二三の内地稅關にて徴集せる租稅は甚だ多かりざりしかども開國以來は其額大に増加せり而して此海關稅は、大政府の直命を以て之を徴集し之を北京に直輸する者收て國庫收入の最大額を爲せり

歲入總額

海關稅の徴集は世人の熟知する如く外國の監督に屬する者にして、サ、イ、ロ、パ、ド、カ、ト氏之れが長官たり氏は殆んど各國人を以て稅關吏となしてより大に稅額を増加するの功を顯はせり其始めて就職せし時は稅額僅に四百萬テールに許せしが今日に於ては増して一千三百萬テールの平均に至り而して此内には徴集に關する總費用を含まず此外内國人に隸する海關稅所並に内地稅關に於て徴集する者五百萬テールあり其大半は輸入鴉片に課する者なり

○歲入の概要

- 一、地租の銀納に屬する者.....二千方「テール」
- 二、地租の米納に屬する者及米納に代ゆるに銀納を許るされたる者一斛一弗五十錢の割合.....七百万「テール」
- 三、國稅及鹽の厘金稅.....九百五十万「テール」

- 四、雜貨及鴉片の厘金税……………九百五十万「テール」
- 五、雜種税……………一百五十万「テール」
- 六、海關稅の外國人の監督に屬する者……………一千三百万「テール」
- 七、海關稅及内地關稅の内國に屬する者……………五百万「テール」
- 總計……………六千五百五十万「テール」
- 即ち……………八千七百三十三万三千三百弗

此金額は皆直に北京の國庫に輸送する者にあらず、戶部にて調製せる歳出入表に據れば、其幾分は之を分ちて地方の用度に供する者とし、之を各省の金庫に留め置き需用に應じて使用するものとす。輸入物品は、年一年に着々増加するの傾をせば、一千八百八十六年度海關稅の純歳入は、蓋し一千五百萬元に達し、即ちモニ銀三千萬弗に達すべし、而して上は掲げたる諸項の稅額に毫も減少を見ざれば、國庫の歳入全額は、大概九千萬弗となるべし。

べし其綱目は皆論ぜざるも、支那帝國財源の全体概なり。海關稅を除きては、古來の舊風を襲ひ、滙雜秩序なきを以て、戰爭飢饉及洪水の如き急難不虞の災厄に當りて能く之に應ずるの準備あるなしと云ふも敢て失言にあらざ、昔に財制の不長なるのみならず、其施政の如きは、一層宜を缺くの証據亦餘あり。支那の歳入上に改良を要すべき点許多あるは、譯族の觀察家にも明白の事にして、今支那の歳入を以て、英領印度の歳入に比較する時は、其改良の舉行すべきを得て見るべし。

支那の地租……………二千萬「テール」	支那の鹽稅……………九百五十萬「テール」
支那の鴉片稅……………一千萬磅	支那の鴉片稅……………五百萬「テール」
總計……………三千八百萬磅	總計……………三千四百五十萬「テール」

支那は、印度に比すれば人口も多く、面積も廣く、地味も良く、又茶

支印兩國の租稅比較

及生糸輸出の利益あり然るに右の計算にして誤なくんば支那の歳入は印度の歳入の僅に四分一に過ぎず従來各省に於て財政上困難を告ぐる時は新税の收入あるまで一時金圓を借入れ其用度に允つると屢々これあり而して其之を爲すは巡撫の掌る所にして通常金主が恐て以て信用する所は其省の信任並に巡撫其人の信任如何にあり去れど間又政府を経て金圓を借入るとあり而して此等の公債は是れまで元利共期限を待たず償却せられたるを以て中央政府にまれ地方政府にまれ其借らんとする適當の金額をば必らず返済すべきや疑ひなきは中央政府の財政に於て調製せる歳入出計算表を公にせざるが故勿論其出納の額を確証すべき憑據あるをば上に掲げたる計

計算一様ならず

算は只其實際を距つると甚た違わらずと云ふに過ぎざるのを左に示す所の計算は種々の人が種々の時になしたる者なるを以て因に此に之を記す此計算の互に大差あるを見て支那歳入出の確實ならざるを証すべし今比較に便せんがため弗録を以て之を算せり

一六五五年	二六六〇〇〇〇〇弗
一六六七年	五〇四二三九六二弗
一六六七年	五二〇〇〇〇〇弗
一七七年	一一九六一七三六〇弗
一七九六年	二六四〇〇〇〇弗
一七九六年	三三〇〇〇〇〇弗
一八三八年	二〇〇九五八六九四弗